

十九号	四五、三〇〇円
二十号	四二、九〇〇円
一号	一四二、〇〇〇円
二号	一一六、〇〇〇円
三号	一〇九、六〇〇円
四号	九七、二〇〇円
五号	八八、一〇〇円
六号	八〇、五〇〇円
七号	七三、一〇〇円
八号	六七、九〇〇円
九号	六二、六〇〇円
十号	五九、二〇〇円
十一号	五二、五〇〇円
十二号	四九、五〇〇円
十三号	四五、三〇〇円
十四号	四二、九〇〇円
十五号	三九、〇〇〇円
十六号	三五、九〇〇円

副検事

(検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の法律」を「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律(四十二年法律第 号。以下「昭和四十三年改正法」という。)」第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則第三項中「改正後の法律」を「昭和四十三年改正法第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年八月一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和四十三年八月一日から適用する。

2 検察官が昭和四十三年八月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永田委員長 まず、両案について、政府に提案理由の説明を求めます。西郷法務大臣。

○西郷法務大臣 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を便宜一括して御説明申し上げます。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみまして、一般の政府職員の給与を改善する必要がある。国会に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じまして、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出いたしました次第でありまして、以下簡単に改正の内容を御説明いたします。

説明いたします。

東京高等裁判所長官以外の高裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給につきまして、これに対応する特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じ、また、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきまして、これに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することといたしております。

なお、今回の改正に伴いまして、前回の改正法においてとられました暫定手当の報酬または俸給の月額への繰り入れの措置を引き続き行なうため、その附則の規定につきまして、所要の改正を加えることといたしております。

以上の改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和四十三年八月一日にかのぼって適用することといたしております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案の改正の趣旨でございます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして御可決あらんことをお願い申し上げます。

○永田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

これより両案について質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 まず、第一にお伺いしたいのであります。ただいまの提案理由の説明の中にもございまして、一般政府職員のベースアップに準じてということになっておるわけでございますが、資料もいただいておりますので、この資料によりまして、一般政府職員のベースアップはどうなっておるか。そしてまた、裁判官、検察官の今度のベースアップはこれとの関係においてどうなっておるかということ、具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○辻政府委員 技術的なことでございますので、私からお答えさせていただきます。

今回の給与改定につきましては、お手元に配付いたしております裁判官・検察官給与改定対比表のとおりでございますが、その概要を申し上げますと、まず、今回の給与改定における認定官以外の裁判官、検察官の増額率は、最高は副検事十六号俸の八・五％、最低は判事六号俸及び検事六号俸の五・四％になっております。その平均は六・三％でございます。他方、今回同時に改正されます一般職の職員の俸給の平均増額率は七・一％となっております。このように、数字の上では裁判官及び検察官につきましての増額率のほうが若干下回っておりますが、これは今回の一般職の職員の給与改定におきましては、指定職等上位の職員の増額率が下位の職員のそれよりも低くなっておりますところ、裁判官及び検察官にはこの増額率の低い上位のほうの俸給月額に対応する報酬または俸給の号俸にある者が多いためでございます。

なお、今回の改定におきまます認定官である裁判官、検察官の報酬、俸給の増額率は平均五・七％となっております。

○大竹委員 次に伺いたいのであります。ただいまの趣旨説明にもございましたように、昨年に引き続いて暫定手当の一部を報酬並びに俸給に繰り入れるということになっておるわけでございますが、その内容を御説明いただきたいと思ひます。

○辻政府委員 昨年の給与法の一部改正法の附則第二項、第三項におきまして、暫定手当の一定額を三年間にわたり順次報酬または俸給の月額に組み入れることとしておりましたが、今回の改正によりまして繰り入れられます報酬、俸給の月額が改定されることになってございまして、その改正後におきましては、引き続きこの暫定手当の繰り入れを行ないますためには、特にまた新しい法律の規定によりまして、第二条におきましてこれを規定する必要があるわけでございます。さよう

なわけ、今回の法律第二条に、実質は昨年の附則と同じでございますが、繰り入れ措置の規定を置いたわけでございます。

ところで、この内容についてでございますが、昨年から実施されておりますところの暫定手当の繰り入れ措置は、すべての裁判官、検察官につきまして、一般の政府職員についての措置にならうとして、その本俸の額を、従来の三級地に在勤する者が受けておりました水準、これは本俸と暫定手当の合計額でございますが、この水準まで増額し、その水準の均一化をはかろうとするものでございます。その内容は、認証官につきましては四級地支給額の四分の三、その他の裁判官、検察官につきましては三級地支給額の全額を、昭和四十五年四月一日までの間に三回に分け順次報酬または俸給に組み入れるため所要の読みかえをしやうとするものでございます。

これを例にとりて申し上げますと、一号俸の判事、検事の三級地の暫定手当支給額は月額一万円でございますが、これを昭和四十三年四月以降月二万円、昭和四十四年四月以降月六千円、昭和四十五年四月一日以降全額を報酬または俸給に組み入れようとするものでございます。

○大竹委員 次に伺いたいのであります。これはきょうの趣旨説明の中にはございませんで、おそろく、今度のベースアップによりまして、一般の国家公務員同様、寒冷地手当というふうなものについても改正されるのだからと思っておりますが、これについて御説明をいただきたいと思っております。

○辻政府委員 御承知のとおり、現行の国家公務員の寒冷地手当に関する法律によりまして、一定の基準日、これは八月三十一日になっておりますが、一定の基準日に、北海道その他内閣総理大臣が指定する寒冷地に在勤する一般の政府職員に対しましては定率額、すなわち、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額の百分の八十五以内で地域区分ごとに定める割合で算出した額、これは全額定率額でございますが、定率額の寒冷地手当を支給

されることとされております。なお、北海道その他一部の寒冷地に在勤する職員に対しましては、この定率額のはかに、定額のいわゆる石炭加算額または薪炭加算額を支給することと定められております。

ところで、寒冷地手当は、寒冷積雪による生計費の増加に応じて支給されるものでございまして、この定率額を基礎といたしまして現行制度におきましては、その支給額が次第に寒冷地手当本来の趣旨から離れつつあります。これは上位者につきまして高額に過ぎるという結果になるわけでございます。その結果を改善いたしますため、今回の改正法案におきましては、右の定率額を定率部分と定率部分に区分したところの基準額、すなわち俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に対し百分の四十五以内で地域区分ごとに定める割合で算出される定率部分に、二万六千八百円以内で地域及び世帯構成等の区分に応じ算出される定率部分を合算したものを、これを基準額というにすることとさせていただきます。この基準額に改めまして、約九・五%の増額を行なうこととし、なおこの改正によりまして定率部分の減少により寒冷地手当の支給額が減額となる職員に対しましては、当分の間従前の規定による支給額を保障する旨の経過措置が設けられておるのでございます。これが今回の寒冷地手当に関する法律案の内容でございますが、裁判官、検察官の寒冷地手当につきましては、御承知のとおり、裁判官報酬法第九条または検察官俸給法第一条の規定によりまして、一般官吏の例に準じ、または一般官吏の例により、それぞれこの寒冷地手当を支給することとされておりますので、今回の寒冷地手当の改正によりまして、この手当の支給額が改正された場合にも、特に裁判官報酬法、検察官俸給法を改めるまでもなく、そのまま一般職と同じ内容の寒冷地手当が裁判官、検察官に支給されることとなるわけでございます。

そこで、この改正後どのような寒冷地手当が支給されることになるかということにつきまして、具体例を一つ申し上げさせていただきますと思っております。

旭川、北海道の甲地ということでございまして、旭川に在勤いたします抄巻家族のある判事または検事の三号俸の在号者について申し上げますと、これは基準日、昭和四十三年八月三十一日の本俸が二十一万五千七百五十円でありまして、この改正法案によりまして、基準額のうち定率部分は本俸の四五%に当たる九万七千八百八十八円、定率部分は二万六千八百円、その合計は十二万三千八百八十八円となります。改正前の規定による定率額は本俸の八五%に当たり十八万三千三百八十七円となりますので、当分の間はこの額を基準額として支給することとなるわけでございます。これによりまして、石炭加算額が二万九千八百円となりまして、合計二十一万三千三百八十七円が支給されるということになるわけでございます。

○大竹委員 次に、この法律には直接関係がないと思っておりますが、この表を見てちょっと感じた簡易裁判所の判事の俸給に関してちょっとお聞きしたいと思っております。

この簡易裁判所の判事の一号俸は、一般判事と比べますと、一般判事の四号俸に当たるのであります。私どもも知っている範囲において、一般の判事さんがお年寄りになられると簡易裁判所の判事におなりになるといふような面、また一面からいいますと、最近の事件等の関係からして相当いたしますと、最近の事件等の関係からして相当経験を積んだ練達さんの方を簡易裁判所の判事に充てるべきじゃないかというふうなことを等々考え合わせてみますと、四号俸と簡易裁判所判事一号俸、最高の方と同じことになってあるといふことは、いま申し上げたような面から見てもいろいろ不都合のことが起こるのじゃないかと考えられるのであります。この点はいかがですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 本年度採用いたしました簡易裁判所の判事の一号俸は、一般判事と比べますと、一般判事の四号俸に当たるのであります。私どもも知っている範囲において、一般の判事さんがお年寄りになられると簡易裁判所の判事におなりになるといふような面、また一面からいいますと、最近の事件等の関係からして相当経験を積んだ練達さんの方を簡易裁判所の判事に充てるべきじゃないかというふうなことを等々考え合わせてみますと、四号俸と簡易裁判所判事一号俸、最高の方と同じことになってあるといふことは、いま申し上げたような面から見てもいろいろ不都合のことが起こるのじゃないかと考えられるのであります。この点はいかがですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 本年度採用いたしました簡易裁判所の判事の一号俸は、一般判事と比べますと、一般判事の四号俸に当たるのであります。私どもも知っている範囲において、一般の判事さんがお年寄りになられると簡易裁判所の判事におなりになるといふような面、また一面からいいますと、最近の事件等の関係からして相当経験を積んだ練達さんの方を簡易裁判所の判事に充てるべきじゃないかというふうなことを等々考え合わせてみますと、四号俸と簡易裁判所判事一号俸、最高の方と同じことになってあるといふことは、いま申し上げたような面から見てもいろいろ不都合のことが起こるのじゃないかと考えられるのであります。この点はいかがですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 本年度採用いたしました簡易裁判所の判事の一号俸は、一般判事と比べますと、一般判事の四号俸に当たるのであります。私どもも知っている範囲において、一般の判事さんがお年寄りになられると簡易裁判所の判事におなりになるといふような面、また一面からいいますと、最近の事件等の関係からして相当経験を積んだ練達さんの方を簡易裁判所の判事に充てるべきじゃないかというふうなことを等々考え合わせてみますと、四号俸と簡易裁判所判事一号俸、最高の方と同じことになってあるといふことは、いま申し上げたような面から見てもいろいろ不都合のことが起こるのじゃないかと考えられるのであります。この点はいかがですか。

述試験を経まして、その試験に合格した者、これは大体一割ぐらいしか合格いたしておりませんが、その者が十九名おるわけでありまして。この十九名の中には裁判所書記官等も含まれておるわけでございますが、書記官等のみに限らず、いろいろな分野から入っておるわけでございます。それから検察事務官、それから会社の役員等からこれに、ただいま申し上げました法曹資格者以外に、いわゆる特別任用という形でこれらの方々が二十四名おいでになるわけでございます。

○大竹委員 いまの御説明は一応わかりました。ことにこの特別任用ですか、そういう方の経歴とか年齢等による給与の格づけでございますか、それを具体的にちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 特別任用でおいでになりました方は、これは非常に種々雑多と申します。非常に多くの分野からおいでなっております。最低年齢の方が四十五歳くらい、それから上の方は五十歳というような分野にわたっております。格づけでございますが、大体その給与の格づけと申しますのは、その方たちが現にお受けになっておりました収入を一応基準にいたしまして、その収入から下らないように、その収入にプラスされるようにということ念頭に置きまして、経歴その他を参酌した上で俸給をきめるといふことになっております。

○大竹委員 たいへん抽象的のようですが、たとえば今年採用された方、この号俸でいうと、最高号俸が何号俸くらいで最低が何号俸くらいになっておりますか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 実はそこまで具体的に調査いたして参っておりませんでした。

○大竹委員 それではあとで資料で出してください。矢崎最高裁判所長官代理者 後ほどまた具体的に資料をお届けいたします。

最近教職員の時間外手当の問題が非常に裁判等になって問題になっていることは御承知のとおりであります。この裁判官、検察官の報酬あるいは俸給は、戦後新しい制度の出発当時、やはり教職員その他と同じように、特別な職務を持つていていうことで一般行政官に比して相当高い程度にありましたが、その後、たしか裁判官については管理職手当その他がないんだというふうなこともございまして、またその責任その他から見て、また一般職員から見ても、臨時司法制度調査会の意見書等を見ましても、裁判官、検察官の給与についてはその職務と責任の特殊性にかんがみ、それにふさわしい特殊の給与体系をつくるべきであるというふうな意見等が出ておりました。本委員会におきましてもこれについてたびたび質疑が行なわれておるわけでありまして、当局においても鋭意これについては検討するということも御答弁も、そのついでにいたしておるわけでありまして。特にこの教職員の時間外勤務手当の問題が非常に世間で問題になりつつありまして、特に一般の職員と裁判官、検察官の職員の給与というものの比較がどうなっているかということが心配になったわけでありまして、それについてお答えをいたしたい。

○辻政府委員 ただいまの判検事の俸給または報酬と一般職の職員の俸給の比較の問題でございますが、これもお手元に資料をお届けいたしておりますが、その内容を簡単に申しますと、これはこの資料の二十五ページでございます。二十五ページに經過的な一覧表がございます。これによりまして、読みにくい点もございまして、このおもな点を申し上げたいと思ひますが、この判検事の給与の当初の出発点でございますが、これは昭和二十三年一月から適用されました裁判官報酬法、検察官俸給法、及び一般職給与法、これの比較になるわけでございます。この出発の昭和二十三年一月の当初におきましては、一般職の最高号俸でございまして十五級というものが、最高級としてあつたわけでございますが、それは別に定める額とされまして、具体的にはその月額が定められていなかった関係もございまして、事実上一般職の最高額でございましたのは十四級六号俸という月額一万円のものであつたわけでございます。この表の左の一番端でございます。これが事実上一般職の最も高級な給与であつたわけでございます。その当時、この表にもございまして、判事、検事、検事①というので一万四千円というのがございます。これが判検事の――判事の一号俸及び検事の特号俸の一万四千円でございますから、事実上この一般職の一番上のものの二万円に比べますと、上のほうで約四割の優位という関係になっておつたわけでございます。ところで、この昭和二十三年の、これは一月でございますが、十二月の給与改定におきまして、一般職につきましては十五級の一号ないし四号というこの額が定められるに至つたわけでございます。その最高額は判事一号俸、検事特号俸とはほぼ同額となつたわけでございます。これは次のところに十五級というのが第六回というところの欄から始まつておるわけでございますが、かような関係で、最高額につきましては優位性がなくなつたということになるわけでございます。しかしながら、全部を通じてみますと、特に判事補の経験十年を経ました判事の初任給付近でございますが、初任給付近の号俸を中心といたしまして、一般的に判検事の給与は一般職の職員のそれに比較いたしまして高額であるという点は、なお今日そのまま優位性を失わずにきているわけでございます。

先ほどの超過勤務手当または管理職手当の問題でございますが、超過勤務手当につきましては、昭和二十三年の新給与制度発足にあたりまして、これは裁判官、検察官の職務の性質に必ずしもなじまないという観点から、この超過勤務に当たる分をもうすでに本俸に繰り入れておつたわけでございます。大体組み入れた額は、当時本俸の約二〇％ぐらいが超過勤務手当の繰り入れ額に当たる

ものであるというふうに大ざっぱに申し上げることができるといふわけでございます。さような関係で、当初から超過勤務手当は本俸に組み入れられてきている。管理職手当につきましては、これもいろいろ沿革の問題がございまして、要するに管理職手当は超過勤務手当の変形と申しますか、一般の管理監督にある者には管理職手当を支給するかわりに超過勤務手当は支給しないということになっておりますから、超過勤務手当という関係で比較していけばいいわけでありまして。そういうことになりまして、結局本俸において判検事は一般職給与に比して相当の優位にございまして、この優位の内容のうちの二〇％分は超過勤務手当の組み入れ分に当たる、かような関係になっておる次第でございます。

なお、御質問の最終の判検事等の給与は独自の体系のもとにおいて検討すべきであるという点につきましては、大臣からいろいろお話があるうかと思ひますので、私の答弁はこれで終わらしていただきます。

○西郷国務大臣 ただいま大竹委員のお話は、裁判官並びに検察官の職責上もつと優遇すべきじゃないかという御趣旨であると思ひますので、その点お答えしたいと思ひます。御承知のとおり、今日日本の民主主義国家におきまして司法の職責の重要なことは論をまたないところでございまして、日本国憲法におきまして定められました重要な権限を適正に行使いたしますことに当たつております裁判官には、その地位にふさわしい額の報酬を支給することが必要であると考えます。一方、検察官も司法権の発動を促して、その適正、円滑な運営をはかる上にきわめて重大な職責を担つておりますし、準司法的な機能を伴うものでもございまして、原則といたしましては、裁判官と同一の試験及び養成方法を経ておるなどから考えまして、裁判官に準ずる相当の待遇をこれに与えなければならぬものと考えております。しかし、現行の裁判官及び検察官の給与制度は、その給与の仕組みにつきましては、裁判官及び検察官

の職務の特殊性を相当程度反映いたしておるもののでございますが、またその給与の水準につきましては、一般の行政官に対比しまして相当程度の格差を保ちながら、生計費及び一般賃金事情の変動による一般の行政官の給与改定に應じまして、いわゆる対応金額スライド方式によりまして給与の改善を行なっているのでございます。相当の合理性を持つものと存じます。しかしながら、政府といたしましては、裁判官、検察官の職務と責任の重要性にかんがみまして、今後もなお現在の給与の仕組み及び給与の水準がこれにふさわしいものであるかどうかにつきましては、慎重に今後検討を加えてまいりたいと存じます。御承知のとおり、給与につきましては、なかなか困難な、複雑な問題等もございしますが、今後一そう検討を加えてまいりたいと存じます。

○大竹委員 質問を終わります。

○永田委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 お尋ねをいたしますが、先ほど法務大臣の所信表明があったわけですが、法務行政あるいは檢察権の運用について、法務大臣として当面特に重点施策としてお考えになっている点は何か、この点についてあらためてお尋ねをいたします。

○西郷國務大臣　お答えいたします。申すまでもなく、裁判官並びに檢察官は、重要な職責を持ちまして、国の法秩序の維持に万全を期してまいらなければなりません。民主主義國家におきまして一番大事と思われます國民各個人の權利の擁護というようなこともございますので、裁判官並びに檢察官の任務は重きをまします加えていくものかと考えますので、そういう点にかんがみまして、私も法務行政の責任者として慎重に対処し、それにふさわしい裁判官なり檢察官でありますように努力をいたしてまいりたいと存じます。

○中谷委員　よろしいんでしょうか、そういう御
答弁で。と申しますのは、私は法務大臣として、
法務行政と検察権運用の当面の課題は何かという

ふうにお尋ねしたわけであります。裁判官の給与の法案が現在審議されておりますけれども、法務大臣から裁判官のあり方についてお話を伺おうとは夢にも思いませんでした。まさに三権分立ということについて混同をしておられるのではないかと。一体どういふことなのでしょう。

○西郷國務大臣　いま裁判官と検察官というふうに私が申しましたことは適當でなかったと存じますが、仰せのとおり、裁判所は獨立をいたしておるものでございますが、それはもちろんでございますが、裁判官と検察官という立場の者がおりまして、この重要な任に当たりますので、適當でなかったかもしれませんが、裁判官並びに検察官と申しまして、誤解を与えたかもしれません。その点は御容赦をお願いいたします。

○中谷委員　じゃ、あともう一点だけ大臣にお尋ねをいたします。

檢察權の運用につきまして、特に本年は日通事件等を通じて、檢察と政治、檢察のあり方について当委員会においても論議をされましたが、これらの問題について、檢察權運用はいかにあるべきかということについて、大臣の御所信をあらためて伺いたい。

○西郷國務大臣　お尋ねのとおり、最近におきましていろいろ芳しくない事件等ございますので、いま仰せのとおり、私も今後一そうそういうことのないように、法務行政といたしましても万全を期してまいり、世間に誤解を与えますことは政治不信にもつながってまいりますので、私どももこういうことのないように厳に身を慎んでまいり、そうしていろいろ国会でも御論議がありますように、あれこれ檢察官なりに対しましても批判がございますので、そういう誤解のないように、今後とも厳正公平、不偏不党の立場で、檢察の權威のもとにやってまいるように私も努力をいたしたいと考えるものでございます。

○中谷委員 給与の法案について、まず最高裁判所にお尋ねをいたしたいと思います。

るわけですが、司法修習生の問題について若干お尋ねをいたしたいと思うのです。と申しますのは、もうすでに本年度は司法修習生のいわゆる司法試験の可否の発表があったわけでございますね。そこで、司法試験は言うまでもなしに資格試験でありますから、大学の卒業、留年等には司法が留年されません場合、あるいはその期間が延びました場合に、一体それをどうするかということについては、これは御指摘のとおり非常に大きな問題でございますまして、たとえば三カ月なら三カ月、五カ月なら五カ月延びました場合には、採用いたしますと、それが二年を経て試験を行なうということに

修習生の採用ということは直接の關係はないとは思いますが、いわゆる現在東京大学の紛争等ですでにタイムリミットにきている、大量留年というようなことが伝えられている、そういうようなことになってまいりますと、本年度司法試験合格者のうち、東京大学あるいは現在紛争中のその他の大学における大学在学中の合格者の中で、卒業できない、したがって、卒業を待つて司法修習生の採用を希望する、こういう者も出てくるだろうと思うのです。そういたしますと、それらの諸君については、従前の例によりますと、来年回しというようなことになってくるだろうと思います。が、それらの大量留年ということで、卒業を待つて司法修習生に採用されたいという人が多数出てきた場合、来年度の司法修習生の採用に影響しないかどうか。その点について裁判所としては特に

なるものですから、試験を二回行なわなければならぬいかどうかという問題が出てくるわけでございます。いずれにしましても、ただいま御指摘のとおり、東大にも在学中に合格された方は相当たくさんおいでになるわけで、具体的にはその一人一人に対しまして、司法修習生の採用願いを出したについては卒業してから修習生になるのを希望するか、それとも卒業しないで修習生になるのを希望するかということは、一人一人について連絡をとりまして、希望を聞いた上で決することになるとは思うのでございますけれども、その場合に、留年した場合あるいは卒業期間が延びた場合にどうするか、これはいろいろな事情をさらに十分検討いたしました上で裁判官会議でおきめになつていただきたい、こう存じておるわけでございます。

何らかの方針をお持ちなのかどうか。逆に言うと、大量留年という問題が出てまいりましたも、司法試験は資格試験であるから、むしろ司法修習生としての採用を希望するとか、あるいはそれらのことについては最高裁判所としては別に意思表示をしないとか、これらの問題についてひとつお答えをいただきたいと思います。もしわかっておりますれば、大量留年を予想される大学の在學生で司法試験合格者の数は、一体どのくらいあるのか、これらについてお答えを願いたい。

○矢崎最高裁判所長官代理者 御承知のように、司法修習生の採用は裁判官会議でおきめになる事項に相なっております。と、ところが、毎年の司法修習生の入所は四月でございます、そして裁判所法によりまして、二年間を経た後に第二回試験が行なわれて、それで資格を取るかどうかということになるわけでございます。ところで

○中谷委員 そうすると最高裁判所の事務当局として現在お答えいただける問題は、どういうことになるでしょうか。私が先ほどお尋ねをいたしました、かりに司法試験合格者が留年の関係において本年度の採用を希望しなかったという人が大量に出た場合、来年度の採用に影響を生ずることはないのかどうか、司法研修所における司法修習生の研修可能人員というのはあるだろうと思うのですが、それは大体幾らぐらいであって、もし何名以上留年による採用を希望しなかった場合には、来年の採用について非常に制限をしなければならぬというふうな問題が生ずるかもしれません、そういう点についてはいかがでしょうか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 司法研修所といったしましての現在の設備での収容の限度は、大体五百五十人ぐらいというように聞いておるわけでございます。しかしながら、留年いたしました来年

入所を希望いたしてまいります場合には、これはその限度をこえることは当然のことと思うわけでございます。そういう場合には、やはり最高裁判所の事務当局といたしましては、できる限り応急的な施設でも拡張いたすとか、あるいは教室の数をふやすとか、何とかして教室を一部拡張するとかいうようなことに対して、当然司法修習生に採用されてしかるべき方に御迷惑をおかけするようなことはいたしたくない、こういう方針だけは申し上げることができると存じます。

○中谷委員 この機会にお尋ねをしておきたいと思いますが、従来から最高裁判所は、司法修習生の採用については、思想、信条のいかんによつて採否を決するということではないかというところの方針を貫くということについてお話があったと思うのですが、最近一部企業あるいは一部経済団体等において、いわゆる暴力学生締め出しあるいは採用内定取り消しなどというふうなことが報道されているわけですが、私の意見をもつていたしますならば、いろいろな問題はあつていいと思いますが、そういうふうなことが現在の学生運動にとりましても、学生運動を緩和するのではなしに、むしろかえつて激化する側面も持っていると思ふ。しかし、そういうふうな学生運動についてどんな影響を与えるかどうかというところは別として、まずお尋ねしたいのは、そのような動きがあるけれども、最高裁判所としては、司法修習生の採用については、思想、信条のいかんによつて採否が決められるものではないかというその一点は、従来の方針と何ら変わらない、これは基本的に採用の原則であると思ひますが、念のためにその点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 中谷委員御質問のとおりでございます。

○中谷委員 それじゃ次にお尋ねをいたします。昨年度採用された司法修習生の平均年齢は、一昨年度よりいかに変わりましたか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま準備いた

してまいりましたものは、判事補採用のときの平均年齢であります。

○中谷委員 それではどうですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 そういたしますと、新任判事補の採用時の平均年齢は、四十二年の四月が大体二十七歳でございます。

○中谷委員 そこでお尋ねいたしますが、そうすると、判事補の一号、簡易裁判所判事の六号、要するに、判事補を十年やつて判事になる。そうして判事の八号になるわけですね。これは十年つとめれば当然判事になるから、判事の八号にはなると思うのですが、この判事の八号の平均年齢は三十七歳ということではないだろうかと思うのです。

○矢崎最高裁判所長官代理者 判事の平均年齢は、十年たつた場合でございますから、やはり新任判事の平均年齢は三十七歳ということに、この期を基準にすればなるわけでございます。

○中谷委員 そうではないのです。私がお尋ねいたしておりますのは、判事補の十二号で、四十二年四月については二十七歳ということはお伺ひいたしました。しかし、従来からの傾向は、いわゆる判事補で十二号の年齢は次第に若くなつてきておるといふふうなことを、私感じとして思うわけなんです。したがつて、先ほどのお尋ねいたしましたのは、四十二年の四月の人が十年後にはもちろん三十七歳になりますが、現在の判事の八号、この方の平均年齢は三十七歳ではないと思ひますが、どうお尋ねしたのでした。

○矢崎最高裁判所長官代理者 四十二年の四月現在を中心にして、新任判事の任官時の平均年齢をとりましたところがこれは具体的に三十七・一二歳でございます。

○中谷委員 では、次にお尋ねをいたします。裁判官に任官をして二十年たつたという人、その人は号俸でいへば大体どの程度のところへ来ているのでしょうか。そしてその方の平均年齢というのは、先ほど御答弁いただきました四十二年四月現

在でどの程度なのでございますか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 これはいいかげんにお答え申し上げますと、また非常にむづかしい問題になると思ひますので、十分調査いたしまして、先ほど申し上げましたように統計に基づきまして年齢を申し上げます。

○中谷委員 恐縮ですが、号俸でいうほどの程度のところに来ていられるのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま申し上げますように、これは号俸ということになりますと、非常にデリケートな問題になります。いいかげんにお答え申し上げますと、やはりその速記録を裁判所の裁判官がごらんになつたりなんかしますと、これは非常にデリケートな問題になりますので、やはり厳密に、十分調査いたしました上で答へ申し上げたいと存じます。それは別に秘密のことでもございません。

○中谷委員 昨年度委員において同じく給与法案が審議されたわけですが、最高裁判所の御答弁は、特段の病氣等がない限りは同年次の者は同じように昇給していくことになっているという御答弁があつたと思ひます。そこで裁判官が判事補の者が全部判事の八号になるということはわかりません。ところが、私がお聞きしたいのはそれからさらに十年、ちょうど本員と同じく平均年齢の者になつてまいりますと、各裁判官、各判事によつて若干の号俸上の違いが生じてきているというところに相なるわけでしょうか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 大ざっぱに申し上げますと、まだその程度ではそれほど差異は出てこないのではないかと申すわけでございませう。要するに昇給の決定と申しますのは、まず地方裁判所長、それから高等裁判所長官から最高裁判所長官と地方裁判所長、家庭裁判所長とそれそれお打ち合わせをした上で案をつくりまして、それを裁判官会議におはかりを申し上げて御決定

をいただく、こういうような経過になっております。またそこらのところでは大体同期の方は同じようにお進みになっておられるのが普通ではないかと申すわけでございしますが、これも詳しくいことは十分に調査いたしましてからしかとお答えを申し上げます。

○中谷委員 実は私が、その十年とか二十年というふうなことを特にお尋ねをいたしましたのは、次のような趣旨からなんです。要するに、この改定給与の表は、裁判官に任官してから何年たつたときにこういう号俸になつていくのだ、したがつて、一般行政官に比べてそれほど見劣りはしないのだというふうな御説明だろつと私は思うのですけれども、いわゆる裁判官を二十年あるいは二十五年現在しておられるというところの方は、私

は、どうも裁判官に任官をされたときの年齢というものは、昭和四十二年四月判事補二十七歳平均というよりもいふん年齢が高かつたのではないかと申すのです。だといたしますと、それらの給与については、そういう特殊事情も配慮されて、要するに扶養家族の問題とか、そうして大学同年卒業の者が民間においてはすでに重役になつておるといふふうなことも、私は配慮さるべきだといふ点でお尋ねをいたしました。したがつて、ひとつ資料を御準備をいただけるようでしたらお願いしたいと思ひますが、昭和四十二年八月におけるところの判事八号俸、平均三十七歳幾らということですが、裁判所で把握しておられるその同年齢のいわゆる行政官の人たちの、だから入所年次はずつと先になるかもしれませんが、一体給与は幾らか。民間のいわゆる基準を一つとおきたいと思ひますが、そういうことがわかれば、資本金一千万円以上の企業におけるところの給与は大体幾らかという点を、わかるようでしたら、まとめてお答えを後刻いただきたいと思ひます。

なお、したがいましてこの機会に法務省にお尋ねをいたしますが、同じようなことになりませう。判事補十二号に相当する検察官二十号と、それか

ら検査官に任官をしたときの年齢、それから検査官二十年、これらの年齢は一体いかに相なるのか。これらの点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○辻政府委員 ただいまの点は、資料に基づきましてお答えをさせていただきます。大体、先ほど最高裁の人事局長が答弁いたしましたように、任官年齢は同じぐらゐであらうと思ひますけれども、正確なところは後刻調査をいたしまして提出させていただきますと存じております。

○中谷委員 私は、現行で、また改正案も含みますが、最高裁の長官が五十五万円ということについては、私はそれはそれなりの意味があるし、いいと思うのです。ただ、昨年も論議をされましたけれども、やはり裁判所職員の給与が上に厚く下に薄いのだ、上厚下薄であるということが論議をされました。そこで、その問題について特にお尋ねをいたしたいと思ひますが、これはすでに最も高裁の事務当局においても、裁判所職員の組合との間でいろいろなお話し合いをしておられるようでありますけれども、次のようなことが現在問題になっております。要するに、生活保護基準額、東京都の例をとって、一人世帯の場合に二万二千九百五十円、これだけ支給される計算になる。もちろんこの場合は、住宅扶助は公営二種住宅家賃最高額を支給したということであることになる。ということが最近盛んにいわれているわけなんです。そうすると、二万二千九百五十円に達しない、要するに東京都の生活保護基準に達しないような号俸の職員というものがいろいろある。その数は裁判所において一体何人なのかというようないことが、問題にされました。昨年もそれに類した質問が出ましたが、この点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 生活保護の基準額以下の者が何人いるかということでございますが、これは常に全司法との通交の席上でいろいろと話し合いになり、また問題になっている事柄ではございますけれども、この人員につきまして

は、実は全司法のほうからも数字を出してありませんし、それから私どものほうも、調べてもなかなかわからないというのが現状でございます。ただ、そういうように低い者がもしいた場合には、これはどうしてもできるだけ何とか上げなければいけないという話は話合っているわけでございますが、その具体的な数字は、全司法のほうからも出てはいないというのが現状でございます。

○中谷委員 そういふことになるのでしょうか。私は給与について詳しく調べたわけではありませんが、いま私が指摘をいたしました二万二千九百五十円、生活保護基準額東京都一人世帯に達しない号俸というものは、四の三と五の七以下だといふことになるわけでございます。それは給与表から出てまいります。それらの職員の数について、最高裁御当局としては当然に把握しておられるわけではないのでしょうか。その号俸該当者は何人かということ、これはもう明白な事実なのでございましょう。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の号俸の者が何人いるかというところは、わかるわけではございません。ただその場合に、年齢とかそういう点の区別については、号俸を中心に調べればわかるわけではございますけれども、生活保護基準額というものを中心としたしまして、一体それに相応する者が何人かということについては、まだ調べができていないわけでございます。

○中谷委員 わかりました。最高裁の事務当局のおっしゃる趣旨は、よくわかりました。そうすると、生活保護基準額、その人が生活保護を受けたらどうなるかというところは別に、四の三、五の七以下という人は、最高裁の關係で何人おられるのでしょうか。また、これは法務省もひとつ……。これは最近非常に各役所で問題になっております。法務省は一体何人いるのか、それぞれひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○辻政府委員 ただいまの四の三、五の七と申しますのは、俸給表は何の俸給表でございませうか。――御承知のように、法務省の職員に適用の俸給表が種々雑多でございます。職務に応じましていろいろと違うわけでございますので、御趣旨の点、おそらく行政職俸給表(二)のことを仰せであらうかと思ひますけれども、その額に相当するといふふうな解するわけでございます。

○中谷委員 そういふことでひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○辻政府委員 後刻、これも調査、換算してみないとわからない点が多いわけでございます。いまは、出でこないわけにこの金額の何名ということ、は、出てこないわけでございます。たとえば検察庁の職員であるとか、刑務所職員であるとか、少年院職員であるとか、いろいろな俸給表が当方はございまして、ちょっと簡単にいかなないのでございまして、御趣旨に沿うように資料を取りまとめたいと思ひます。

○中谷委員 では、いまの質問を整理しておきます。人事院勧告のうちの行政職(二)表の適用の職員のうち、生活保護基準額にも達していない者があるといふことが指摘されている。それと同じような職員が、法務省に一体どのくらいいるのだからか。これはもちろん行政職(二)ではないことになつていふことが、いろいろあるにありますが、さういふことで、ひとつ整理をしてお答えをいただきたいと思ひます。

次に、法務省のほうへこの機会にお尋ねをしておきますが、同じく上厚下薄ではないかという観点からお尋ねしますが、昨年も問題になったわけでありましたけれども、いわゆる刑務所の關係の事務官の問題、いわゆる看守といわれる人の数は、現在一体何人、そしてそのうち主任看守といわれている人たちについての措置を昨年されたわけですが、それはどういふ措置を、あるいは明年については、一体どういふ措置をおとりになる予定なのか、これらの点。なお、看守が看

守部長の試験に通らなければいづまでもたつても看守だといふことについて、これはそういうふうな職制上の問題はわかりませんが、抜本的にこれらの問題について、何か待遇改善の面においてお考えになっておられる点はないのかという点。なお、この機会に参考までにお聞きをしておきたいと思ひますけれども、看守という身分で、看守部長になれなければいづつと看守だといふふうな人は、一体何歳ぐらゐまで看守といふことでおられるのか。これらの問題も含めて、ひとつまとめてお答えをいただきたいと思ひます。

○辻政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、御承知のとおり、刑務所の看守に適用される俸給表は、公安職(一)の俸給表でございます。公安職(一)の俸給表は、一等級から七等級まであるわけでございますが、この看守の場合には、看守の階級と適用されます俸給表の等級とが見合つておるわけでございます。看守の場合には、一番下の俸給は七等級でございます。看守部長になると六等級になります。副看守長になると五等級に上がります。こういうシステムをとつておるわけでございます。そこで、ただいま御指摘の主任看守と申しますのは、看守があまりす限りの原則として七等級の俸給をずっと受けるままになるわけでございますので、これでは看守部長の試験を受からない限り、七等級から一步も脱却できないという難点がございまして、その点を解消いたしますことをねらいとして、成績の優秀な者につきましては、主任看守といふことで六等級に上げていく。同様また看守部長につきましても、古くなつて勤務成績のきわめて優秀であるという者につきましては五等級に例外的に上げていくという措置を、この両三年前から人事院といふいろいろ協議いたしましてとつていただいております。毎年少しずつ、かような主任看守の措置につきましては、毎年これを何名するかということに、四十四年予算で何名になったか、ちよつといふ資料を持っておりませんが、逐次改善されてき

ておるわけでございます。

御指摘のとおり、看守の給与につきましては、この階級制と適用の俸給表の等級制とがマッチしておるといふ点に根本問題があるわけでございますが、これまた刑務所運営の一つの規律性といえますが、上命下服という点等から申しまして、看守の等級制というものを直ちにやめまして、守衛にはいかにという点がございまして、たいへんむずかしい問題になっているわけでございます。かようなわけで、現状のところは、この階級制と俸給の等級制とのマッチをこのような形で調和させていっていただいておりますという現状になっておるわけでございます。

さらに根本的に、この看守の待遇の問題につきましては、いろいろ特殊の勤務形態を御承知のように持っておるわけでございます。いわゆる昼夜勤というございまして、一定の職員につきましては、一日勤務し、さらにその日夜から翌朝まで勤務するというのが相当数にのぼるわけでございます。また、かような関係で、勤務の特殊性にかんがみまして、超過勤務手当につきましては特段の配慮が従来からされておるわけでございます。一般職に比しまして相当額の超過勤務手当、これは月三十二時間分の超過勤務手当が予算として計上されておるわけでございます。かような点で、この待遇の上に欠陥がないようにつとめておるわけでございます。

そこで、根本的には、やはり勤務の形態が特殊でありますために、どうしても勤務過重におちいりやすいということが近年目立っております。刑務所の看守につきましては年次休暇が大体五日くらいしかとれないという状況でございますし、週休につきましては、月に二回はとれない、一・五日くらいしかとれないというような現状になっておりますので、かような点から、看守の増員その他につきまして年々努力を講じておる次第でございます。これが大体看守の待遇問題についての概要でございます。

○中谷委員 ではいまの点一点だけ……。超過勤務

手当については、月三十二時間というお話がありましたけれども、実際はもっと多くの超過勤務をしているように私は思います。ところが、実際に超過勤務手当の支給については、打ち切り支給というのですか、どんぶり勘定というのですか、実際時間と見合ふものが支払われていない。これは実際そういふ不都合がかなり出てきているわけなんです。これらの実態については、昨年も問題になっておりますが、詳細御調査になっておられるのでしょうか、お答えをいただきたいと思っております。特に現在のような若年労働者の不足という現状をいかに限り、若年の看守の希望の方というものは非常に少ないのではないかと。また、非常に素質のいい方というものはなかなか希望しないような状態ではなからうかと思うのですが、これらの問題についてもひとつあわせお答えいただきたい。

○辻政府委員 ただいまの超過勤務手当の支給の実情については、おそらく矯正当局において詳細に調査をしておることと思います。現在私手元に資料を持ってまいらなかつたわけでございますが、おそらくやつておると思います。ただ、御承知のように、刑務所の場合も、支所であるとか、本所であるとか、そこにやはり勤務の繁閑の差が、全国的に見ますと著しいわけでございます。この勤務の繁閑というものを本省におきまして十分検討いたしまして、超過勤務手当の予算の配賦をしておることと思います。ただいま申しました三十二時間というのは、予算的に三十二時間で計算した予算が入っておるわけでございますから、それを施設ごとの繁閑に応じて配分し、超過勤務手当の適正な支給を企図しておるといふ次第でございます。

○中谷委員 言うまでもなしに、なんでございましょう、超過勤務は要するに法に基づいて適正に支払われる——適正にというの、超過勤務をその時間において支払われるということでございます。

すね。予算によって縛られるわけではないわけでございます。ところが、私がよくわかりませんが、実際には支所のはうが、何かひまな支所もあるかもしれないけれども、非常に忙しい支所がある。そうしてどうも超過勤務手当については、とにかく実際に即しない支払いしかしてもらっていない。ところが、こはいわゆる組合をつくるわけにいかぬから、とにかくそちらこちらでそういう点については不満を漏らし、不平を漏らしておるといふ状態なんです。超過勤務手当の支給状況について、御調査になったことはあるのですか。

○辻政府委員 超過勤務の問題でございますが、これはやはり実情は、刑務所に限りませんが、いろいろな当省の所管全部にわたりますが、予算の範囲内で支払っておるのが実情でございます。したがって、実働とびつたりと、一〇〇%それに見合う超過勤務手当は支払われていないわけでございます。実際に対する何%の超過勤務手当が支払われておることでございます。この調査は、刑務所に限らず、当省に限ります限り、各組織別にいろいろと調査を日常からやつておりまして、予算の配賦その他について不公平のないように心がけておる次第でございます。

○中谷委員 そうすると、そういうことについて調査は、たとえば刑務所関係については、各刑務所ごとに行っているわけでしょうか。できておるとするならば、どうも私の実感と非常にびつたりしないわけなんです。そういうような調査の御報告を受けるにあたって、この機会にある特定の刑務所を私のほうから申し上げて、その刑務所の実態は調査の面ではこうなっているというような点については御報告いただけませんか。

○辻政府委員 御指摘を受けましたら、その刑務所について調査することは可能でございます。

○中谷委員 それでは、これは昨年から問題になっておりますし、どうもあまりにも実際の勤務時間と超過勤務手当の支給との間に食い違いがあるように私は思っております。そうすると、ひとつ

和歌山刑務所の丸の内支所というところがございますが、私はしょっちゅう行っているんだけれども、この調査をべんして御報告をしてくださいます。これは昨年の委員会における審議にあたりまして、同僚委員のほうから実際の三分の一ぐらいいだという指摘があつて、まさかそんなことはないでしようという趣旨の御答弁があつたままで一年経過しておるわけですが、私もどうもそういう感じがする。その点についての調査が簡単にできるようでしたら、ひとつこの法案の審議中に御報告をいただきたいと思ひます。

○辻政府委員 御報告ができますように努力いたします。

○中谷委員 次に、裁判所にお尋ねをいたしますが、裁判官が事件を非常にたくさんかかえて、最高裁判所の事務当局の御答弁によれば、日夜寝食を忘れて苦勞をしておられるというふうな趣旨の御説明であります。ひとつ裁判官の特別な職務と責任というふうなことに関連をして私お尋ねをしたいと思いますけれども、こういうふうな点については、いわゆる科学的な測定とか判定というふうなことはできるのでしょうか。すなわち、たとえば刑事担当の裁判官などという場合、法廷の審理などというのは難易その他いろいろな事件があるでしょうけれども、一体どの程度法廷において訴訟指揮をされる、要するに審理されるというふうなこと、裁判官のいろいろな意味から見た能力から見てその限度があるだろうと思ふのですが、そういうふうな点について、これは裁判官の増員の問題にも、またそういうふうなきつい仕事についての報酬、給与の問題にも関係してくると私は思うので、寝食を忘れて日夜職務に精勵しておるのだというだけではなしに、そういうふうな点についてのいわゆる科学的な調査というものがなされていくのかどうか、こんな点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

なお、私十二時までで質問を終わりたいと思ひますので、続けて質問をいたしますが、私は前にもお尋ねをいたしましたけれども、裁判所の職員

の中で、いわゆる速記官、タイピスト、これらの諸君についての職業病の問題というのが、指摘をされております。こういうような実態については、綿密な御調査があるだろうと思つたのですが、その点についてひとつお答えをいただきたい。また、これらの職業病の防止に関して、一体裁判所においてはタイピストといわれている人については一日どの程度の仕事、たとえば活字でいえば何字打つとかというふうな、そういう仕事の量というものを予想しておられるのか。また、速記官については、どの程度速記官としての速記事務を行なうというふうなこと、速記官の健康あるいは職務の遂行の上で限度があるだろうと思つたのですが、そういう点について予想しておられるのか。これは増員の問題にも関係してまいります。さらに、書記官については一体どうなんだろうか。至るところの裁判所の職員の中から、現在の労働過重についての訴えが出ております。現にこの目で見まして当然と思われるような面が、非常に多いわけでありまして。これらの点について、ひとつお答えをいただきたい。

○矢崎最高裁判所長官代理者 裁判官の仕事の中で、法廷にどのくらい時間として勤務しておるか、その科学的な調査ができていくかどうかという点のお尋ねでございますが、これはなかなか科学的調査はむずかしい問題でございます。裁判官といまして、民事、刑事を通じて、ちょっとニュアンスは違うわけでございますけれども、たとえば刑事の法廷に例をとりますと、できるだけ法廷で長く審理して、そして検察官、弁護人の御協力のもとに審理を進めていくのが一番心証もとやすいし、そして判断もしやすいのでございます。しかしながら、検察官はやはり別のいろいろな事件をかかえておられるわけでございますし、また、たゞいま御質問のありましたように、書記官、速記官につきましても、おのずから限度があるわけでございます。したがって、裁判官だけが自分の思うように法廷で十分時間を使うという事もできないわけでございます。これは科学的測定というのは、非常に困難なのが現状でございます。ただ、お話がございましたように、もうしよつちゅうその問題について寝るときも起きるときも考えている、裁判官はしよつちゅう事件について考えているということだけは、申し上げることができると存じます。

それから職業病の問題でございますが、これはお話がございましたように、それぞれ首席書記官あるいは事務当局におきまして、それぞれの立ち会い時間あるいは速記の翻訳を含めましての勤務状況等について十分な調査を各庁においてとって、そしてできるだけ適正な仕事の割り振りができるようにいたしていただくわけでございます。職業病につきましても、特別の健康診断を行なうとか、鋭意そういうような支障のないようにつとめるように努力いたしております。もとより御指摘のようにすべて万全というわけにはまいりませう、とにかくできるだけ万全を期して一生懸命やつてまいりたいと思つておるわけでございます。

○中谷委員 では、もう一、二点で終わりたいと思つた。最高裁判所にこの機会にお尋ねをしておきたいと思つた。というよりも、所信を承つておきたいと思つた。臨時司法制度調査会の意見書で、言うまでもなしに、裁判官の給与については、職務と責任の特殊性にかんがみ、独自の体系を樹立すべきである。そうして当面初任給の増額と現在の判事について俸給引き上げの道を講ずべきだということがあつてもうすでに久しいのでありますが、現在なおその独自の体系を樹立すべきところには至っていないと考へるのであります。非常に遺憾であります。現在別の委員会においても非常に問題にされ、審議をされておりますけれども、裁判官についても、直接の關係はありませぬけれども、いわゆる一般公務員について人事院勧告が完全実施されないという問題、この問題については直ちにそのことが準ずるわけでありまして、裁判官の報酬にも影響してくる。これらの問題について、な

お裁判所職員等についてはもろにそういう問題が出てくるというふうなことに、最高裁判所がこの人事院勧告の完全実施などについてどのような措置をおとりにしたかというふうなことに、少なうとも最高裁判所の立場をいたしまして、従来から附帯決議をわれわれはつけた、あるいはあるときには予算の二重請求権を行使すべきだというふうなことを申し上げたり、いろいろな問題があらました。したがって、人事院勧告が完全実施されていないこれらの状態については、まことに私は残念なことだと思つた。裁判所としては、これはやむを得ないというふうなことは困るわけなんです、ひとつこの機会に、この場所でも明確なこのことについての意思表示を私にいたしたい、これが一点でございます。

なお、現在のいろいろな情勢の中において、いよいよどういふことになるか、現在与党、野党、政府、社会党を中心としたしまつていろいろな点で交渉、論議がされておりますけれども、あす十八日には統一行動というふうなことが予定されておる。そういうような中で、裁判所職員の待遇の改善ということは、最高裁判所がまず十分に努力されるべきことである。ことに現在裁判所の組合のいろいろな情報等を読みますと、庁舎管理規則であるとか、あるいはその他の問題について最高裁判所といろいろな点について若干の対立があるやうでありますけれども、要するに裁判所職員に対するところの適正な、願わくば十分な待遇改善ということが行なわれなければ、いろいろな点において、現在の全司法の職員の諸君が統一行動というところに向かつていくということも、当然であるかと私は思ふ。こういうような点について、特に最高裁判所事務当局の裁判官の給与の改善について、人事院勧告との關係においての御感想でもけっこうですから、ひとつ述べていただきたいと思つた。

のベースアップが人事院勧告のとおり行なわれてほしいということは、申すまでもないことでございます。ただ、国家財政等いろいろ複雑な問題もおありでございますし、一般の行政官庁の職員よりもより別個に有利に裁判所職員だけについてそれを行なつてくれというところについて申し上げることは、なかなかむずかしい問題であらうと思つたわけでございます。それからまた、一般職の職員の俸給問題につきましても、これはやはり十分に待遇改善に役立つよう一生懸命責任者として努力いたしてまいりたいわけでございますが、この点も、組合の代表等とよく話し合うのでございませうけれども、裁判所職員だけについて一般職員についての特別の俸給表をつくるのがいいかどうかというところについては、相当問題もあるわけでありまして、現在の体系においてできるだけ職員の待遇をよくしようというように努力いたしたい、こう存じておるわけでありまして。

○中谷委員 終わります。

○永田委員長 午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時三十九分開議

○永田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案、及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。岡澤完治君。

○岡澤委員 最高裁判所にお尋ねいたしますが、司法修習生は、修習を終りますと、判検事、弁護士にそれぞれ分かれるわけでございますけれども、最近の修習生の志望別状況、特に判事補志望者の趨勢について、お答えいただきたいと思つた。

○矢崎最高裁判所長官代理者 手元にあります資料で見ますと、三十九年が一番少のうございませう。

て、三十九年が五十六名であったのでございますが、それがだんだんにふえてまいりまして、昨年は七十七名という方たちが判事補を志望するようになったのでございます。しかしながら、これと決して十分な数ではございませんで、ことしだけでも六十八名の裁判官が退官いたすことになっておりまして、その中で約半数が定年退官、それから約半数が退官して弁護士開業という始末でございまして、六十八名の一年における退官者を控えまして、七十七名の志望者では、非常に数が少ないということで憂慮しているわけでございます。

○岡澤委員 その七十七名というのは、志望者なのか、即採用者ですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 採用者です。

○岡澤委員 志望者は何名くらいあったのですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 志望者は、このほかに約八名の簡易裁判所の判事の志望者がございまして、この八名がやはり判事補になりたいといつて志望したのでございますけれども、これは年齢その他いろいろの関係で簡易裁判所の判事になつてもらつたわけでございます。したが、いまして、志望者としては八名がこの数にプラスされるということになるわけでございます。

○岡澤委員 そうすると、簡易裁判所の判事が判事補かは別として、志望者は全員裁判官に採用されたということなんですか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 さようでございませう。

○岡澤委員 もしおわかりになれば、検察官、弁護士の実際の志望者数をお伺いいたします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 これは法務省の官房長からお答え申し上げるべき事柄かも知れませんが、手元に資料がございまして、便宜私から答えさせていただきますと、検察官の志望者が三十九年には四十五名でございます。大体それを上回る年のはうが多く、四十三年では四十九名が検察官を御志望になっておられます。弁護士は三百

七十名の志望者があつた、こういうように伺つております。

○岡澤委員 いまのお答えにもございましたように、弁護士希望は三百人台、一けた違う数字を判検事志望者が占めておられるわけでございます。しかもいふ伺つてみますと、裁判官の志望者は全員採用する。私も修習生出身でございますが、おそらくその中には裁判官にどうかと思う人もあつたと思つてございまして、全員の採用される。まあ高校全入運動というのもございますけれども、私は、全員の方がそれだけ裁判官に資格性を持つてゐるとは、必ずしもいえない感じがするわけでございます。やはり数字を見ましても、質の点で心配な感じがいたします。そういう点から、裁判官志望者がなせ少ないかということについて、最高裁はどういう判断をしておられるか。

あるいは裁判官の初任給の引き上げということ、を、この際考える必要があるのではないかと。それらの点についてお尋ねいたします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 裁判官の志望者が全員採用と申しますのは、必ずしも質の悪い者まで採用してゐるというわけではないのでございまして、裁判官になつておられる方々、志望される方々は、非常に質のいいお方が全員と申し上げても過言ではない、はつきりそう申し上げて差しつかえないのではないかと申されるわけでございませう。しかしながら、御指摘のように、数が少ないということは、非常に私も苦慮いたしておる問題でございます。いろいろと聞いてみますと、やはり性格というものが大体裁判官に向くのか、検察官に向くのか、弁護士に向くのかということできまるように聞いてはおりますけれども、しかしながら、やはり最近の若い方々は相当ドライな面を持つておいでになつて、初任給という点について、もう少し高い初任給がもらいたいという希望は、十分私たちの耳にも入つておるわけでございませう。

○岡澤委員 局長としてはそういうお答えしかできないかもしれませんけれども、五十人採用する

のに、百名志望者があつて、そこからセレクトするといふならわかりませうけれども、希望者全員を採用して全員が裁判官に最適格だといふ御答弁は、ちよつと常識的にはいただけないという感じがいたします。なぜ裁判官希望が少くないかということについては、これは日本の司法制度全体としても、あるいはまた憲法上の要請であります裁判の遅延の防止の問題からいたしまして、決して私は等閑に付せない問題だといふように感じます。そういう意味から、裁判官の初任給の引き上げにつきましては、局長のほうもその要望が強いという御発言がございまして、初任給の引き上げについて、それでは最高裁等の要求として大蔵省なりしかるべき当局への御要求をなされておるのか、なされてないのか、その辺をお伺いいたします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 判事補の初任給につきましても、ただいま御指摘のとおり、裁判官の職務と責任の特殊性にかんがみまして、ふさわしい給与でなければならぬといふことで、昭和三十三年の国会におきます給与改定に際しまして、臨司法制度調査会の意見書等を十分御勘案いただきまして、その上で大体二・七％の引き上げをしていただけたわけでございます。もとよりそれで十分だと考えてゐるわけではございませんけれども、当委員会等におかれましては非常に御好意のある措置をとつていただきました。相当の引き上げが行なわれたわけでございます。しかしながら、ただいま御指摘のとおり、これで十分とは思ひませんので、やはりときに触れ機会に触れ、給与の引き上げについては関係当局等にそれぞれ懇請はしてゐるわけでございます。

○岡澤委員 先ほど退官者の数の御答弁がございました。半数は定年で退官するけれども、約半数は弁護士に転換をするために退官するといふお話でございました。この点からいたしまして、もちろん給与だけではございませんでしようけれども、裁判官よりも弁護士をやつたほうが収入がよくなるということも、一つの要因かと思ひます。

ただいまの裁判官志望者が少ないという点あるいは在任中に退官を希望する人があるという点を含みまして、しかも日本の裁判所の現在の手續、特に時間的な手續における国民の不満と申しますか、憲法の精神に反するような裁判遅延が、民事、刑事を問わず多数現存している、この解決のためにも、あるいはまた司法官の質をよくするという意味からも、私は、給与の問題について最高裁のほうでももう少し遠慮をなさらないで——これは御自分も、局長も裁判官であられるだけに御発言しにくいのかもしませんが、また裁判官は発言せずといふようなことをわざをこいうところ、別に適用なさる必要はないと思ひますので、やはりもう少し優秀な人材が裁判官志望に集中するように、そしてまた優秀な裁判官がその地位にふさわしい待遇を受けながら十分な職責を果たしてもらうように、ぜひ事務当局として御努力なさるべきではないか、昨年本法案と同じ趣旨の法案が提案されたときにも、超党派でわれわれは裁判所関係の予算については一致してその獲得に努力したい、むしろ遠慮せずにがんばつてくれといふ意味の要望を申し上げた記憶があるわけでございませうが、やはりそれは単にわれわれが裁判官に迎合するとか裁判官だけ特別扱いをするといふことじゃなしに、その職責にふさわしい人材とお仕事をさせていただきたいという趣旨であることを付言させていたいただきたいと思ひます。

現在、修習生の受ける給与の額は、どのようになつておりますか、お尋ねいたします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 現在は三万七千七百円でございませうが、それが今度のベースアップによりまして三万三千四百円ということにベースアップされるということに相なつております。

○岡澤委員 東京以外の地区から東京の研修所に入る場合の特別手当は、どういふようになつておりますか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 たとえば熊本なら熊本というところが修習地であります場合には、その方たちが東京の司法研修所に、いわゆる研修

所における修習生として入ってまいります場合には、それに要する旅費、日当等は支給いたしますが、こちらに参りますと、その月額を給与いたしまして、そして司法修習生の寮がございまして、希望する者は全部その寮に入れて実質的にめんどろを見るという方法をお願いしております。

○岡澤委員 その寮の場合に、もちろん妻帯者が妻を連れて入るといふ設備ではないと理解いたしておりますが、そういう妻帯者の場合には、格別の配慮がなされておるか。実際問題として、妻子のある修習生も相当数あるわけでありまして、私自身の体験からいたしまして、二重生活のために非常な苦勞をした記憶がございまして、やはり修習生全体の数からいって、私は独身者が多いことはよく理解いたしておりますけれども、修習生そのものに優秀な人材を集めるといふ意味からも、修習生全体の待遇の問題も看過できないと思うわけでありまして、そういう点について、東京研修期間の間の妻帯者に対する特別手当等について御配慮なされておるか、なされておらないのか、お尋ねいたします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 修習生につきましては、妻帯者は寮には入れておらないというのが現状でございまして、そういう点ではたゞいま御指摘のようにかわいそうな事情もあるのではなからうかと思うわけでございまして、けれども、何ぶんにもその寮が独身者向きというようにこしらえてございまして、そこまで行き届いておらないというのが現状でございまして。

○岡澤委員 この点についても、ぜひとも妻帯者の入れる寮を設備するように御計画なさるか、それともいろいろ法制上の問題はあろうと思ひますけれども、妻帯者には格別の手当をやはり実質的に支給してやる必要があるのではないかと。東京の生活と国元の生活との二重生活あるいは別居生活、いろいろな問題があるだけに、ぜひ今後前向きで御検討いただきたいと思ひます。

それでは、裁判官報酬法第十五条に定める判事の特別の報酬を「当分の間」の暫定措置としてい

るのでありますけれども、これはなぜ当分の間か、これを恒久的なものにされる考えはないか、お尋ねいたします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 その特別の報酬は、要するに認証官以上の裁判官や検察官、それからまたその他の特別職の職員等の給与の割り振り、それから国家公務員全体の給与体系のバランス等を考えた上で特別の報酬を暫定的に設けられたというわけでございまして、したがって、これらのたゞいま申し上げました認証官以上の給与あるいは国家公務員全体の給与というものの合理化が進められるに従ひまして、この特別の報酬というものもまたそのときの給与体系に従ひまして、確定的なものになっていくのではなからうかと存じておるわけでございまして、御趣旨のような方向で十分に努力いたしたいと考えております。

○岡澤委員 裁判官は、われわれの感じでは、感覚では、報酬以外にほとんど手当がないのじやないかという心配をしているわけですが、裁判官にない報酬以外で支給されている手当があるとすれば、どういふものがあるか、お知らせいただきたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 判事につきましては、勤勉手当はございせんけれども、また扶養手当、通勤手当といふものはございせんけれども、しかしながら、期末手当、寒冷地手当、調整手当、暫定手当といふものはあるわけでございまして。そしてまた判事補につきましては、たゞいま申し上げましたものは、勤勉手当、扶養手当、通勤手当といふものが、報酬のほかにそれに加わって支給されるということに相なっております。

○岡澤委員 下級裁判所の裁判官の退職手当は、どういふふうになっておるか、お尋ねいたします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 それは国家公務員等退職手当法による退職手当が支給されておるわけでございますので、一般の国家公務員と同じよう

な扱いということに相なっておりますわけでござい

○岡澤委員 いまお聞きすると、下級裁判所の裁判官については一般の公務員と同じ扱いだと言っておりまして、私は、裁判官の職責の特殊性その他を配慮した場合に、やはり特別の措置が必要ではないかと。先ほどの報酬以外の給与等につきましても、裁判官の場合には幾らか一般の公務員とは違ふ扱いを受けているだけに、私はそういう措置が必要かと思うわけでございまして、局長の御見解を聞きたいと思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判官には十年の任期もございまして、まあ定年もあるわけでございまして、しかしながら、それに応じまして、それでは一体どういふような退職制度が設けられるかと申しますと、これまで非常に一般の公務員との関連はおきまして、むしろ非常問題があるわけでございまして、しかしながら、この点につきましても、御指摘のありましたような線で十分に検討はいたしてまいりたいと存するわけでございまして。

○岡澤委員 それでは、裁判所の一般職の方々の給与の改定について、どういふふうな最高裁事務局としてはお考えになっておるか、お尋ねいたします。

○矢崎最高裁判所長官代理者 これも御承知のように、一般の公務員の給与法がそのまま裁判所の一般職につきましても準用されておるわけでございまして。したがって、一般の公務員の給与とはほぼ同じようなスライドのランクで支給されるということに相なるわけでございましてけれども、しかしながら、書記官等につきましては、やはり非常に重い任務を持っておるわけでございまして、これはいろいろとその任務に見合うような措置をめんどう見ていただいております。また、やはり十分な給与の改善ということについては、もちろん忘れないうに十分努力いたしてまいりたいと存する次第であります。

○岡澤委員 それでは、本委員会の直接の対象ではございせんが、一般職の職員の給与に関する法律の改正内容について、この際聞かせていただきたいと思ひます。

○辻政府委員 今回の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正案の内容の概要について、申し上げます。

今回の一般職給与法の改正は、人事院が去る八月十六日国会及び内閣に対して行ないました勧告どおりの給与改定を行なうとするものでござい

ます。もっとも、その適用時期については問題がございまして、内容は人事院勧告どおりのものを行なうというものでございまして。

そのおまな内容は、俸給表の改定でござい

ます。これは国家公務員全俸給表の俸給月額を改定することといたしております。この俸給表全体の改善率は、平均で七・一％となっております。

第二点は諸手当の改定でございまして。

その第一は、通勤手当の改定でございまして。交通機関利用者に対する全額支給の限度額を現行の千六百円から二千四百円に改め、二千四百円をこ

える部分はその二分の一の額——二千四百円の一

額は千二百円を限度といたしますが、二分の一の額を支給することとしております。したがって、最高の支給額は、現行の二千四百円に対し三千六百円ということに相なるわけでございまして。

諸手当の第二点は、初任給調整手当につきま

して、医療職俸給表(適用の医師に対する支給限度

を、現行の一万円から二万円に引き上げるとい

うでございまして。

諸手当の第三点は、人事院規則で定める管理

たは監督の業務を主として行なう宿日直勤務にか

かる宿日直手当の支給の限度を引き上げ、勤務一

回につき現行の五百十円を千円とし、宿直勤務が

土曜日またはこれに相当する日に退庁時から引き

続いて行なわれる場合にありましては、現行の七

百六十五円を千五百円とするという点でござい

ます。

もっとも、この点につきましても、適用時期を

本年の五月からというふうに入事院勧告はいたしておる次第でございます。

○岡澤委員 いまの御答弁にもございましたように、問題は実施時期でございます。やはり私は、公務員があつて違法ストに走る場合もある原因がこの点にあるような感じがいたしますし、本委員会におきましても、裁判所でリボン闘争その他組合の行き過ぎた闘争について論議されたことはございませうけれども、やはり入事院勧告の完全実施が行なわれていないというところにその一因を見出さざるを得ないというふうに感じますと、公務員一般についてはもちろんでございますけれども、しかし、なかなかこの裁判所の職員等につきましましては、この方々が、国民から見ても信頼を裏切るような違法スト、法をつかさどる裁判所の職員が国民の憤激を買うような、あるいは国民の期待を裏切るような違法ストに走る原因の一番最たるものを入事院勧告が完全実施されないところに見出さざるを得ないような気がするだけに、これは最高裁とか法務省だけで解決される問題ではございませうけれども、ぜひこれは政府に対しても完全実施について、特に法務省、裁判所の立場から強力な要請をしてもらいたいということを願ひして、私の質問を終わります。

○永田委員長 山田太郎君。

○山田(太)委員 少々声を痛めておりますので、お聞き苦しい点があるかも知れませんが、その点まず御了承願つておきます。

最初に法務大臣にお伺ひいたします。

このたびの裁判官及び検察官の報酬並びに俸給の改正についてでございますが、その両者の特殊な職務上からいって、現在の報酬並びに俸給体系が妥当なものであるかどうかということに、私は疑問を持っております。ことに、司法の独立を保障するに足る給与制度の確立が、重要ではないかと思ひます。同時に、職務と責任が特殊である立場から、また、現在の多くの公務員の中で、ことに国民の信頼を得、また信頼の厚いのは裁判官であります。別におじょうずを申し上げるわけではありませんが、これは事実でございます。ところが、このたびの京阪神土地事件に際して、検察が政治勢力に動かされたかのごとき印象を国民は与えられております。実は検察官も職務の性質上裁判官に類似した職責を有するものとして、準司法機関として考えられております。その具体化の一例として、生活の保障面でも裁判官と同じ俸給を支給されている実情であります。したがって、各検察官も、その職務の性質にかんがみ、職務行使の尊重は当然されるべきでありまして、みだりに上司からの介入は避けるべきであると存じます。通常の行政機関とは当然性質を異にしておるところでございます。しかるに、再び申し上げたいのですが、今回の正示議員の事件については、検密官が準司法機関としての職務を行なうという面を無視されたかのごとき感があり、検察庁も行政機関であるという面を、ことばを悪くいえば悪用してとでもいいますか、検事総長が部下の地検検事正に対して不起訴処分を指示したかの印象を与えております。このことは、政界界腐敗、汚職の続発と無関係ではあり得ないと思われまふ。なぜならば、極端にいえば、汚職をしても不起訴の可能性が期待される、そういう面があるからです。

以上申し上げたことについて、大臣の所信をまずお伺ひしたいと思います。

○西郷國務大臣 お答え申し上げます。ただいま二点御質問だったと思いますが、裁判官にいたしましても、検察官にいたしましても、今回も給与改定の法案を出しておりますし、従来ともその仕事の重大性にかんがみまして法務省もいろいろ給与問題等についても検討を加えておるようでございますが、御承知のとおり、給与体系は非常に複雑になつてきておりますし、現在対応金額スライド制というような方式をとっておりますから、かなり合理的であるとは思ひますけれども、現下の経済情勢等考えますと、非常に責任の重い仕事をやっておりますのでありますから、今後とも財政状況の許す限り給与の改善が必要と私も痛感するものでございます。

○山田(太)委員 大臣の御答弁は了解できますが、この検察官のあり方について、すなわちもう一度申し上げれば、上司からの介入は避けられるべきであるというその原則に立つて、いまの御答弁があつたと思ひます。そこで具体的には、新たに大臣に就任なさつて、大臣がどのような指示を与えられたか。あるいはどの場所でのような訓示といひますか、あるいは通達、そのようなものを出されたか。やはり国民の疑惑の目は晴らす責任が大臣にあると思ひますので、いまこの答弁だけではなしに、このたびの事件に際して具体的にどのような処置が大臣からとられたのか、それをもう一度お伺ひしたいと思ひます。

○西郷國務大臣 ちょうど私が大臣にすわりまして数日後に先般検事長会同が開かれましたので、就任早々ではございましたが、私も臨みまして、いろいろ事件の多い昨今でございますので、八人の検事長に對しまして、今後一そういろいろの事件もふえるだろうが、検察の權威のために一そう努力をしてほしいということを私も話をいたしました。ような次第でございます。いろいろいま山田さんからのお話があるのとおり、こういう問題は常日ごろからしっかりやる、こういうことでやりませんと、世間の誤解を受けやすいので、今後とも一そう御注意のありましたような点につきまして、私も相とともにも検察の權威のために厳正公平に、しかも不偏不党の立場で検察業務を完遂するように、督励をいたしたいと考えております。

○山田(太)委員 そこでいまの御答弁の中に、私のお聞き申し上げたポイントの点がばかされておると思ひます。上司の介入はできるだけ避けるべきであるというその点が、私の申し上げたポイントだったわけですから、それについての御答弁がなかったのは非常に残念です。それについて、もしいままで通達なりあるいは訓示なりをやつてないとするならば、これからの将来にそれを大臣として検事総長に指示を与えるつもりがあるかどうか、それを具体的に伺ひたいと思ひます。

○西郷國務大臣 山田さんの重ねての御質問でございますが、いま申し上げましたとおり、ちょうど検事長の会同がございまして、御承知のとおり検事長は教員を担当しておりますから、よい機会と思つていたしたのでございます。いま山田さんの上席が介入しないようにというお話でございますが、制度上重要な問題になりますれば、地方検察庁、高検、最高検という組織になつておりますから、やはり念には念を入れたために、上の組織とも相談し、また指示も受けるだろうと思ひます。それは当然でございますけれども、いまおっしゃつたように、世間で誤解を招くような不必要な介入等は、やはり避けなければなりません。私自身も、いま申し上げましたとおり、全幅の信頼を置いておりますから、法務大臣としていろいろ意

見を差しはさむというようなことを一切差し控えておったのでございますが、その辺のことは機構の問題もございしますが、誤解のないようにいたさなければならぬ。また山田さんの御意見も必要ない人があつてはならぬぞという御趣旨だと思いますので、そのようなことのないように、今後とも私自身も、また検察全体がそのように努力をいたしてまいりたいと考えます。

○山田(大委員) これをそう長くお伺いするつもりではなかったのですが、大臣から総長に指示を出すか、出さぬか、それがなければ、いまここの答弁があつても、国民に対しての疑惑をそそぐために大臣が努力をした、そのスタートにもならないことになるわけです。それを一点。

○西郷国務大臣 ただいま法務委員会でもそうい

う御意見がございましたので、私からも、そういう意見もあったから、今後一そう検察のために厳正、公平にやれということを検事総長にも話したいと思います。

○山田(太)委員 大臣のその答弁で、きょうはこの問題はこれとどめておきたいと思います。

そこでもう一点だけ、新任の大臣ではありますが、大事なことでですから所信をお聞きしておきたいのですが、檢察ファッシヨ——世上、檢察ファッシヨということばを使われておりますが、そのことについて大臣はどのような所信といえますか、見解を持っていらっしゃるか、答弁していただきます。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

○西郷國務大臣　すいぶん前と思ひますけれども、そういうことを私も聞いたことがございますが、先ほどお話しの不必要な介入もいけません、檢察フアッシュなどということは、要するに非常に片寄った行き方であつて、厳正公正という檢察の立場から申しますれば、非常にゆがんだものでございますから、私は、そのようなことは今後ないように心がけていかなければいけないのじゃないかと考えております。

○山田(太)委員　こと検察ファッシヨには、積極

的な意味とそれから消極的な意味があるように存じております。そこできょうはその程度にこの問題はどうしても、目を改めてまた大臣なりあるいは政府委員にお伺いしたいと思います。

次に、給与の法案の具体的な問題を若干お伺いしながら、いまの裁判官、検察官の報酬並びに俸給の妥当でないのじやなろうかという点を論点にしてまいりたいと思います。そこで、先ほどの

官房長からの同僚議員への御答弁の中に、資料の二十五ページの最初の第二回のところを官房長は指摘なさって、判事の5、検事の4、これが一般職の十四級の六号と同じであるという話がありましたですね。この当時のこの十四級の6は、官職はどのような官職ですか。この表で見ますと事務次官クラスじゃないかと思うのですが、どう

○辻政府委員 お説のとおり、当時では事務次官クラスであったと思います。

○山田(太)委員 その事務次官クラスと同等で

あつたその理由と、それからなぜそれが後に變つてきたのか、その理由と、これを二点お伺い

たしたいと思ひます。

○**辻政府委員** この点につきまして当時の正確な事情はつまびらかにすることができないわけでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、この当時におきましても、形の上では十五級という、この一般職につきまして十五級、十四級の一段上の級はあったわけではございます。現実には、

十四級の六号が事実上最高でございました。そう

いう点から、この最初の二十三年一月におきましては、まさしく判事の五号、検事の四号が事務次官クラスの行政職の一番上のものと、並んでおつたわけでございますが、間もなく同じ年の十二月からはすでに行政の上のほうが飛び抜けていったというふうなことになるわけでございまして、ごく短期間、出発当時一時肩を並べたということであらうかと思うわけでございませう。

○山田(太)委員　だから、その理由をお伺い申し

上げたわけです。そのときなぜ肩を並べたのか、その理由。なぜそれからダウンし出したのかというその理由。

○辻政府委員　当時一年ですぐに肩を並べたとい

うこの事情につきましては、現在づまひらかにいたしておりません。

○山田(大)委員 官房長が御存じなければ、他の方でもけっこうですから、その理由を述べてくだ

き出したのか。

○辻政府委員　先ほど来申し上げておりますように、一般職の一番上の号俸との関係におきましては、二十三年の十二月に現在のような形が見られるわけでございますけれども、それ以外の一般的な、この全体の給与体系は、やはり判検事側は一

つゝの優位性を持って今日まできているわけですから。ただ、最初どうなったかという具体的事情につきましては、なおよく調査させていただきたいと存じます。

○山田(太)委員 答弁できないとなれば、それはまた後の機会にお伺いすることにして、やはり当

それから差がつき出した。私の心配するのは、司法の独立と同時に、その職務の特殊性あるいは責任の立場からいって、当然いまのような四則程度アップと、先ほどのどなたかへの御答弁にあったやに聞きますが、その程度で当然裁判官、ひい

ては檢察官についても、これでその職責上に相応

する、あるいは社会通念の上からいってそれに相応する待遇がされているとは思えないわけです。この辺、その当時は事務次官と一緒であった、その判検事のその程度の五号、四号のところにおいても一緒であったというところに優遇されておったその動機と、それから今度はそれが軽視され出したその事実上の動きが、ここにあると思うわけです。そこで大臣にもう一度伺いたします。が、大臣の先ほどの御答弁の中からもその趣旨が

わかるわけでございますが、司法の独立を尊重す

る、その立場からも、この待遇は改善されなければならぬ、その御答弁でございます。それに対して、大臣はどのような努力を具体的になさろうとなさるのか、それも、ついでは何です

が、お伺いしておきたいと思ひます。

○西郷国務大臣 先ほどもちよつと触れましたが、いまお尋ねのように、現在の検察官にいたしまして、非常に数が足りなくて、しかし仕事の

量が非常にふえており、非常に特殊な重要な役目柄でございますが、だんだん上がってまいりましたけれども、やはり現在満足すべきものではなく、いまだから、特殊な立場の検察官等に對しても、今後も検討を加えていかなければならぬわけでございますけれども、御承知のとおり、一般行政官との対比の問題、また現在いろいろな複雑な

も、今後とも私ども何かいい方法はないかということにつきまして、いろいろな検討を加えてまいりたい、そのように私も考えておるのでございます。

が、また、委員会等においても、こうしたどうかというような名案のあるときは、率直にお知恵

を拝借したいと考えております。

○山田(大)委員　西郷大臣は大もの大臣だといわれておるわけですから、十分に努力をしていただきたいと思ひます。期待してあります。

そこで、次にはどなたから御返事をいただけるかわかりませんが、裁判官の待遇についての諸外国の例を比較したいと思ふのです。これは申し入

れてありますから当然お手元に資料があると思います

主要な外国の裁判官の報酬がどのくらいになっておるかという点でございますが、この金額を具体的に申し上げます前に一言お断わりしなければなりませんのは、各国におきまして裁判官の任用制度がたいへん違うわけでございます。御案内の

とおり、米英系の国におきましては、いわゆる法

曹一元といいますが、法曹という中から裁判官が任用されているという仕組みでございまして、独仏というような大陸系の国におきましては、一つのいわゆる官僚組織、キャリア・システムというところで裁判官が任用されて、昇進していつていくということになっておりまして、この報酬を申し上げる前に、やはり任用制度との関係でたいへん事情が違ふということをお断わりしておくわけにございまして、かような点から申し上げますと、やはりその法曹一元的な制度をとっておりましてアメリカ、イギリスにおいては給与が非常に高く、キャリア・システムをとっておりまして独仏におきましては給与はさほど高くないということ、を、概略申し上げることができるところでございまして。

そこで、具体的におもなもののついて金額を申し上げてまいりますと、これはちょっと時期が古くて恐縮でございすけれども、アメリカにつきましては一九六八年七月調でございまして、アメリカの連邦最高裁判所長官は年俸四万ドルでございまして、月給を円で換算してまいりますと、約二百二十万円ぐらゐなるわけにございまして。それからアメリカの連邦の地方裁判所判事が、年俸三万ドルでございまして。これを月額の円で申し上げますと、約八十四万円ぐらゐになっております。それからアメリカのおもな州のことを二、三申し上げますと、カリフォルニア州の上級裁判所判事、これは年俸二万五千ドルでございまして。日本円で月給で申し上げますと、約七十五万円でございます。それから次はイギリスでございまして、イギリスの大法官は年俸一万四千五百ポンドでございまして、これまた日本の月給で申し上げますと、約百万円ということになります。それからイギリスの首席裁判官が年俸一万二千五百ポンド、日本の月給で申し上げますと約八十四万円、イギリスの県裁判所裁判官、これは年俸五千七百七十五ポンド、日本の月給で申し上げますと、約四十万円という形になります。次に西ドイツでございますが、西ドイツの連邦憲法裁判所長官、こ

れが一番上になろうかと思ひますが、連邦憲法裁判所長官は年俸六万六千九百九十九マルクでございまして、月給で円で申し上げますと、約四十九万円になるかと思ひます。それから、西独のラントの地、区裁判所部長級でございまして、これは先ほど申しましたように、キャリア・システムになっておる関係で固定した給与がございせんけれども、地、区裁判所部長は年俸一万五千七百二十一マルクから二万七千八百八十四マルクという形になっておりまして、月給で換算いたしますと、十一万円ないし二十万円ということになろうかと思ひます。以上にとどめておきます。

○山田(太)委員　そこで、もう一つ突っ込んでお伺いいたしますが、それぞれの裁判官の各国における数ですね。日本はもちろんです、先ほど申されました英國、米、西独の裁判官の数はどうでしょうか。

○辻政府委員　少し資料が古くて恐縮でございしますが、イギリスは一九六〇年現在で、広く裁判官と申しますが、一万九千六百七十二名でございまして、大部分はいわゆる治安判事でございまして、治安判事を除きます裁判官は、三百六十七名というところに相なっております。それからアメリカは、一九六〇年現在でございまして、全部で四万八千七百五十一名。これまた治安判事を除きますと、三千七百五十一名でございまして。それから西独は、一九六三年でございまして、全体で一万二千四百四十五名でございまして、特別裁判所の裁判官を除きますと、九千七百二十九名でございまして。フランスは、一九五八年現在でございまして、全部で二千九百三十六名という数字になっております。日本は、一九六七年、昨年現在でございまして、全部で二千五百十名、簡裁判事を除きますと、千七百七十六名でございまして。

○山田(太)委員　いま御答弁いただいたことで、わが国に比べて、アメリカにおいては治安判事を除いて三千七百五十一名です。それから日本においては二千五百十名、簡裁判事を除いて千七百七十六名ですね。人数においても、そういう面から

しんしゃくして考えてみて、同じ日本と同じ米、先ほどの給与にもさういふ差があったわけですが、人数からいってもたいした差がないわけですね。ぼくの言わんとするのは、その次に伺いたい裁判官一人に対して人口が何人くらいに当たつておるのか、それと対比してみても、大臣聞いておいていただきたいですね、いまの日本の裁判官がいかに酷使されておるか、また待遇が妥当でないかという点が、この点でわかつてくると思ひます。裁判官一人当たりの国民数を教えていただきたいと思ひます。

○辻政府委員　先ほど申し上げました簡裁判事、あるいは治安判事を含まない全数で単純に人口を割つてみることにいたします……。

○山田(太)委員　米、西独と日本との対比だけで結構です。

○辻政府委員　日本の場合、三万九千八百名ばかりになると思ひます。それからアメリカの場合には、三千六百七十八名という数になります。

○山田(太)委員　ではもう一歩突っ込んで、アメリカの治安判事を除いた数によつての換算を出してみてもいいですか。

○辻政府委員　アメリカの治安判事を除きました換算でまいりますと、一人当り四万七千八百七十七名、これに對照いたします日本の簡裁判事を除きます一人当りの数は、五万六千三百三十六名ということになります。

○山田(太)委員　いま大臣が聞かれてわかりましたように、裁判官一人当たり、日本の場合には簡裁判事を除いた場合五万六千三百三十六人、それからアメリカの場合には四万七千八百七十七人。これは同じ立場から考えた一人当たりの換算になってきます。治安判事を除いておるわけですから、それで考えてみても、いかに仕事の量はアメリカの裁判官よりも激務であるかということが想像できます。ところが、待遇の面においては、ものすごい差があるわけですね。片や百二十万でしたか、百四十万でしたか、ところが日本の場合にはいま表で提出されておるとおりです。このようなものすごい差があ

るわけですね。ここにも裁判官の志望者が少ないその要因もあるのじゃないかということも考えられるわけですが、もう一べん大臣も、より一そう熱意を込めた待遇改善の努力を覚悟をあらためてやっていたかなければならぬということをお願いしておきます。

時間があまりありませんので、もう一点、二点お伺いしたいのですが、外国の裁判官の場合と、それから日本の裁判官の場合と、この年齢比ですね、もしこれが調査がなかったならば、日を改めてけつこうですから、年齢対比、それから報酬対比というものもあつたら、ひとつ答弁していただきたいと思ひます。

○辻政府委員　おそらく現存の資料では、御希望のようなものはできないのじゃないかと存じます。

○山田(太)委員　現存の資料でなければきょうはけつこうでございまして、当然いまの日本の裁判官並びに検察官の待遇改善の意味からも、この点をひとつ調査しておいてもらいたいと思ひます。

では最後に、これは当然の方針でもございしますが、先ほどから社会党の方からも、あるいは民社党の方からもお話がありました、人事院勧告の五月一日実施は、これはわが党も——もうすでに九回も人事院勧告がそのとおり実施されてない状況にございまして、前回もこの法務委員会において附帯決議もつけております。それを依然としてまたこのたびも給与関係協議会で八月一日実施を決定したようでございまして、またきょう提出されておる法案によりまして八月一日実施となつておりますが、これについて重複するようではございまして、大臣の所見を聞いておきたいと思ひます。

○西郷國務大臣　この問題も、本来からいへば、やはり給与の問題でございまして、人事院の勧告を完全実施することが一番いいわけにございまして。ぜひありたいと思ひますけれども、お話をとおして、今回も五月という勧告が八月からと

いうことになりましたが、それにはやはり減税をしなければいかぬとか、公債を減額するとか、いろいろ財政上の原因でかくなつたと思うのでございますが、しかし、昨日の参議院の予算委員会でも、野党側の質問に対して、大蔵大臣も来年からぜひ御希望に沿いたいというようなこともお答えしておりますので、いまお話のとおり、今日まで完全実施をしておりますが、でき得べくんば完全実施をぜひしてもらいたいと私も考えますので、今後とも努力をいたしたいと考えます。

○山田(大)委員 もう一度伺いますが、これは裁判所あるいは法務省一般職員の生活に大きな影響を与える問題で、先ほどの大臣の答弁によりますと、大蔵大臣は来年は五月実施したい、その方向で検討するという答弁であつたとお話でございます。現在、この法案を八月一日実施でわれわれは認めるものではありませんが、当然五月一日実施であるべきものと存じますが、いまの大臣の答弁からして、来年に対して、あるいはこのたびの問題はこれはもう大臣としてはどうにもならないとするならば、あるいはこのたびの問題でも大臣は変更したい、あるいは来年に向かつては大臣はこうしたいと考えているとか、そういうふうな決意をひとつ披露してもらいたいと思ひます。

○西郷國務大臣 御激励を受けてまことに恐縮でございますが、やはり人事院の勧告というものを尊重していかねばなりませんので、ぜひとも来年は完全実施ができますよう、私も最善の努力をいたしたいと考えます。

○山田(大)委員 大臣はそのおことばを忘れないようにしていただきたいと思ひます。

では問題を次に移しますが、もう御承知のことでございますが、裁判所の経理局長にお伺ひいたします。先日、最高裁の管轄課の汚職事件の概要について、時間がありませんから、簡単に、明瞭に述べていただきたいと思います。

○岩野最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務総局経理局管轄課電氣班に属します職員二名が、電

氣工事に関し、業者から一人は約三十七万、一人は十万余りの金額を約三年にわたつて收受したという事実について起訴されたわけでありまして、他の二名は、やはり三万ないし二万といった程度の金額で書類送検になつたような状況でございます。

○山田(大)委員 次に伺ひたいことは、最高裁の事務総局、それから法務省の課長のポストのうち、有資格者を置いてない課は幾つくらいあるか、教えてもらひたい。

○岩野最高裁判所長官代理者 最高裁判所のほうから申し上げます。最高裁判所経理局は五課一室ございまして、総務課、それから主計課、管轄課、用度課、監査課及び厚生管理室でございます。そのうち、主計課長及び総務課長兼管轄課長、これは有資格でございます。有資格と申しますのは、裁判官の資格を持つていられるものでございまして、あと四つの課は、それぞれ事務官からなつておるわけでございます。それからちよつと他の局にわたりますと、総務局の統計課長、これが裁判官出身でございます。

○辻政府委員 法務本省の課長でいわゆる法曹でない、検事でないものの数は、やや正確かも存じませんが、合計で九名かと思ひます。

○山田(大)委員 そうすると、法務省の場合は、有資格者の課長の数は幾つでしょうか。

○辻政府委員 全部の数、ちよつといふ計算いたしますけれども、法務省の内部部局といたしましては、御案内のとおり、矯正局の課長は、全員検事ではございません。それから保護局の課長も、検事でないものがおります。それから管轄関係の管轄管理官、それから調査部の統計関係の課長、これも検事でございませぬ。このような関係になつておるわけでありませぬ。

○山田(大)委員 法務省の場合は、管轄管理課の課長は検事ではない。それから裁判所の場合は、管轄課の課長は有資格者と聞いております。それはどういふ理由で有資格者になつておりますか。

○岩野最高裁判所長官代理者 総務課長が管轄課長を兼ねておるわけでございます。それを兼ねております理由は、管轄課長は主として管轄予算に関すること、国有財産に関すること、及び建設省等との折衝に関する業務をつかさどつております。建築そのものの専門的なこと及び建築全般にわたります配慮は、首席技官以下で大部分を担当するといふことをいたしてあります。もちろん課長でございますので、課長は首席技官と十分協議を遂げて管轄技術関係の職員の監督に当たつておる分ももちろんございませぬ。

○山田(大)委員 こまでお聞きすると、大体何を言わんとするかはおわかりになつておると思ひますが、裁判官がさなくとも数が少ないと言われているときでもありませんし、また同時に管轄課、総務課の兼任ではあつても、管轄課が、法務省の場合には有資格じゃないのに、最高裁の場合は有資格である。なぜそうでなきやならないか。聞くところによると、頭がつかえて——有資格者の場合はそれが天下り人事のようになつてしまつて、こゝろが過ぐるかも知れませんが、そこで頭がつかえてしまつて、ほかの技術者あるいはそのキャリアを持つていられる人がそこで昇進がストップしてしまふ。そこに働く意欲をなくす。同時に誘惑に乗りやすい空気がそこに醸成されておるのじゃないだろうか。そういうことを聞いておりますが、どうでしょうか。

○岩野最高裁判所長官代理者 よそさまのことは遠慮して申し上げないことにいたします。主としてそういう先ほど申しましたような担当業務をやつておりますことで課長のポストを占めてもることになります。最高裁判所におきましても、過去においては技術建築家が管轄課長を兼ねていたこともございませぬ。実はその後予算関係の管轄予算がきつて大なたに削除されたというような状況もございまして、予算関係の折衝その他、他の省庁との折衝について、技術家が必ずしも具体的に折衝能力においてすぐれているという点が具体的に人についてはなかつたために、一時有資格

者をもつてその職務に当たつたということでございます。何と建築そのものに関して十分な専門知識を持つていられるためにその技官の上に有資格者が入つたというわけではございません。したがいまして、現在最高裁判所でも首席技官は二等級相当の、二等級の待遇を受けておりますし、現にそれに従つた管理職手当も出ておるわけでございます。課長と同等の待遇を与えられておる。ただ管轄課の中を二つに分けていないために、二等級の課長と首席技官がいるという形になつております。体制上は管轄課長が監督の立場に立つ形になつておりますけれども、実質的には技術家を尊重の努力をいたしましては、さらに技術家が技術家として十分に大成でき、しかもポストとしてそれにふさわしい地位ないし名称が付与されるように努力をいたしたいと思ひますが、決して技術家を軽視しているわけではないのでございませぬ。

○山田(大)委員 一応いまのお話で納得したいと思ひます。が、もう一点心残りなことは、具体的にじやどのような配慮をしてあげるか。そこに行きどまりになつてしまつて、天下りで有資格者が課長にすわつちやつて、そうして幾らんしんぼうし、幾らんがばつたつて、そこで頭どまりだ、こうなつてしまつたら、これはやはりそういううんだ空気というものが、できるなと思つてもできるのじやないかと思ひます。その点を考慮していただいて、ひとつ改正してもらいたいと思ひますが、どうですか。

○岩野最高裁判所長官代理者 まだ制度的に内部で十分固めたことではございませぬが、管轄課の技官とともに働いております私といたしましては、総局内においても十分その点を検討していただき、場合によつては、人によつては一等級のポストにもつけるようなことを考えたい、あるいは現に参事官という制度もございしますので、それに余裕がある限りは、その参事官の職にもつつけられるというふうなことも考えていきたいと思ひま

す。なお、これは予算関係の問題もございしますので、大蔵省その他の方面ともそういったポストに
関する十分な協議を遂げなければならぬ問題で
はございします。が、やはりわれわれといたしまして
は、営繕課をもって今後長く裁判所の建設に向か
わなければならぬ現況でございしますので、御
指摘のとおり、営繕技官が喜んで職域に安んじて
仕事ができるような体制をとりたいというふうに
考えている次第でございします。

○山田(大)委員 あともう二、三点、お伺いする
つもりでございしますが、この前に、いま質問しな
がら思い出したわけですが、前々の国会のときで
したか、人事に派閥があるということに耳にし
まして、あのときどなたでしたか、総務局長だっ
たかと思うのですが、そのようなことはないと思
います。しかし、あつたならば改正する方向に持
つてまいりたいと思ひますと答弁があつた。その
うなことを聞かれたことがあるでしょうか、どう
でしょうか。これは担当は人事局長のほうにな
ると思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいまのような
派閥というものは、裁判所には絶対にござ
いません。どういふように御説明したらばいいの
か、ちよつとその説明の方法がわからないわけ
でございしますけれども、要するに、裁判所におき
ましては、裁判官がみんな同じ仕事をしているわけ
でございします。ですから、仕事の内容等はお互い
の裁判官にわかるわけでございまして、この裁判
官がどういふ能力を持っているか、この裁判官が
どの程度の裁判書を書く人であるか、法廷の指
揮をする人であるかということ、お互いの間で
みんなわかっているわけでございます。したが
いまして、それが派閥によつてたとえ昇給とか転
任とか、そういうことに影響を及ぼしていきとい
うようなことは、絶対にないと思ひ上げて差しつ
かえないと思ひます。

○山田(大)委員 老婆心ながら前々国会の質問を
思い出しましたし、また実は友人からこれは聞い
たことだったので。その後改めておられればも

ちろんいいのですし、いまの明言のようにな
したことはありません。

そこで、このような最高裁が汚職事件によつて
摘発を受けたということは初めてだと思ひます
が、このことによつて、全国の国民にいかほどか
裁判官に対してさへも信頼をそこなう一つの大き
なやぶがにもなつていくと思ひます。これに
ついて、どのような御見解を——刑事局長でも人
事局長でもけっこうですから、御答弁願ひたいと
思ひます。そしてこの事件をどのように処置をす
るか、そして責任の所在はどのようにやつていく
のか、あわせて三つお伺ひしておきたいと思ひま
す。

○矢崎最高裁判所長官代理者 事柄は裁判部門に
関係いたしました。営繕課の技術の面で起つた事
柄でございします。これは御指摘のとおり、最
高裁判所に対する疑惑の目を国民に抱かせたとい
う点についてはまことに申しわけなく、ほんとう
に何とあやまつていいかわからないと存じておる
次第でございします。

そこで御指摘の、それではどういふような措置
をとつたかという点に対するお答えでございしま
す。実は先週の木曜日に次のような措置を取りま
してございします。まず、起訴された主任技官
と営繕専門職は、二人とも懲戒免職の処分にあた
りました。それから、起訴されておりました主任技
官一名、それから営繕専門職の技官につきまして
は、当方において本人につき調査いたしました上、
厳重な戒告をいたしました後に依願免職の措
置をとつたわけでございます。

次に、監督責任でございしますが、主任技官一名
につきまして減給一割を五カ月いたしました。そ
してこれらの主任技官、営繕専門職の上に立つて
おります班長の技官でございしますが、この者につ
きましては一割減俸六カ月間、そして班長を免
じて降格する措置をとりました。そしてその上に首
席技官がおりますが、その首席技官につきまして
は減俸一割を三カ月分という措置をとりました。

その下に次席技官が一名おるわけでございます
が、これはいろいろの監督の非を照らし合はせま
して、減俸一割を一カ月分という措置をとつたわ
けでございします。次は、はなはだ同僚のことで私
の口から言いくのでございしますけれども、ここ
におります営繕課長につきましては、最高裁判所
の長官から書面による厳重な注意の処分がござい
しました。また、経理局長につきましては、最高裁
判所の長官によるこれまた同様厳重な書面注意処
分がございしました。この最高裁判所の長官による
書面注意処分というのは、最高裁判所が発足以来は
ほとんど前例のない措置でございします。

○山田(大)委員 これで質問を終わりたいと思
ひます。

最後に望んでおきたいことは、あくまでも最高
裁判所は国民のよりどころであります。ほとん
とに一番信頼のおけるのは裁判所以外にないわけ
ですから、どうか国民の一人としても、また議員
の一人としても、将来このようなことのないよう
に十分御注意と指導をお願い申し上げて、私の質
問を終わります。

○大竹委員長代理 松本善明君。

○松本(善)委員 裁判官の報酬並びに検察官の俸
給等に関する法律が問題になっておりますけれど
も、これは言うまでもなく公職員全体の給与体系
の一部でありますので、一般的なこととをまず法務
大臣とそれから裁判所に伺つておきたいと思ひま
す。

公務員は、いま非常に物価が上がっている中
で、人事院勧告のとおり五月から実施してはし
い、それから月三千五百円の底上げをしてはし
い、それでなければ生活ができないといふことを
訴えております。この公務員の要望について、法
務大臣はどうお考えになりますか、また、裁判所
はどう考えているかといふことをお聞きしたいと
思ひます。

○西郷國務大臣 先ほども山田委員から同様の御
質問がございましてお答えしたのでございしま
す。が、やはり人事院の勧告は尊重しなければならぬ

わけでございますが、従来とも完全実施ができな
いで、本年もまた財政状況上、あるいは減税の必
要とか国債償還の問題等いろいろあつて、本年も
完全実施ができなかつたわけでございますが、し
かし、望むらくは、公務員の立場を考えまして、
人事院の勧告どおりにやることが理想的である
と思ひます。また先ほども申し上げたとおり、昨日
の参議院の予算委員会におきまして、大蔵大臣
も来年度はぜひその趣旨でやりたいとお話も
ございします。で、明年の人事院の勧告に對しまし
ては、私もともども最善の努力をいたしまして、
その勧告をほんとうに完全実施できるようにいた
したいと思ひます。

○松本(善)委員 三千五百円の底上げといふこと
については、いかがでしょうか。

○西郷國務大臣 いまの底上げの三千五百円とい
うことも、やはり人事院の勧告によるわけござ
いますから、そういう問題も、人事院の勧告の際
に人事院が当然考えなければならぬことではない
かと考えております。

○矢崎最高裁判所長官代理者 ただいま法務大臣
におかれて御答弁なすつたその答弁を、そのま
ま援用させていただきますと思ひます。

○松本(善)委員 日本の法制のもとでは、労働者
は団結権、団体交渉権、それから団体行動権が保障
されておる。公務員の場合にはこれが奪われてお
りますけれども、そのかわりに人事院制度がある
といふことになつておる。これが完全に実施をさ
れないといふことになりまして、これは労働者の
基本的な人権、ここにもたくさんいる公務員それ
ぞれみな関係のあることでありますけれども、自
分が労働することによって生活をしている人の基
本的人権が侵されることになるかと思ひます。す
けれども、この点についての法務大臣と、それから裁
判所の見解を聞きたいと思ひます。

○西郷國務大臣 松本委員のおっしゃるとおり、
理論的に申しますとやはりそういうことにもなる
わけでございますので、公務員の立場を考えまし
て、完全実施を行なうように今後とも努力したい

と思ひます。

○矢崎最高裁判所長官代理者 いま大臣におかれ
て御答弁なさいましたそのまゝのことを、裁判所
も感じておるわけでございます。

○松本(善)委員 検察官の報酬もさることなが
ら、この検察庁の仕事のしかたという問題につ
いて、最近とみにいろいろの批判が出ておるま
す。先日私は、ある高校生から裁判の話を知り
たい、なぞ聞きたいのだと聞きましたら、松川事件とか
あるいは青梅事件あるいは八海事件、みんな長い
こと裁判をやつておつて無罪になる、こういうの
をそのままほつておいていいのだから、これは
日本の裁判制度の問題として考えなければいけ
ないのじゃないかというの、一高校生の意見で
す。これは法務関係の者にとつては真剣に考え
なければならぬ問題なんじゃないかと思つて
す。そういう点で、先ほど来も政治家の汚職に関
する問題として検察庁に対する批判の問題が、本
委員会でもいろいろ問題になっております。戦後
の検察のあり方全部を考えて、真剣に検討しな
ければならぬ問題になっているのではないと思
ひます。この点についての法務大臣の御意見を
伺ひたいと思ひます。

○西郷國務大臣 現在の制度が具体的にどこがど
う悪いかということになりますと、なかなかむ
ずかしい問題ではあると思ひますけれども、い
まおっしゃるとおり、最近いろいろ具体的な事
件等もあるわけでございます。そういうこともあ
りますので、やはりあくまでも法秩序を守り、基
本的な人権を守る立場の法務省といたしまして、
検察官の組織についてもいま仰せのとおり完全
とはいひませんが、いま御懸念のようなことな
いようにするにどうしたらいいか、非常にむず
かしい問題ではございますけれども、やはり大
事なことでございまして、今後とも検討を重
ねてまいりたいと思ひます。

○松本(善)委員 いま私が申しました事件は、ほ
んどすべてが他人の自白や供述が虚偽であつ
たということによつて問題になった事件であ
りま

す。それとの関係で、科学捜査ということも非
常に重要であらうと思ひます。その例として、
いま問題になっております白鳥事件のことを少
し聞きたいと思ひます。法務大臣もその経過、
内容をよくお聞きいただきまして、最後に御
意見を伺ひたいと思ひます。

いまこの白鳥事件では、有罪の判決の基礎にな
りました弾丸の鑑定の問題が非常に重要な問
題になってきています。このことをお聞きし
ますので、最初に警察庁に、警察庁の科学捜
査研究所というのはいつごろ設置されまし
て、どういふ陣容を持つておるのかというこ
とを簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○早出説明員 現在の科学警察研究所は、昭和二
十三年五月一日に初め科学捜査研究所とし
て発足いたしました。そのときは、国家地方
警察本部の刑事部鑑識課に付置されたので
あります。その後警察法の改正がありまして、
二十七年には国家地方警察本部の刑事部に
移されました。その後さらに二十九年の改
正によりまして、警察庁直属の科学警察研
究所として今日に至つております。

○松本(善)委員 最近でも広域捜査事件の百八
号などで鑑定のことが新聞にも盛んに出る
わけでありまして、この鑑定については、警
察庁はどの程度の信頼を置いておるか。いま
までいろいろな、大きなミスをしたという
か、間違ひがあつたようなことがあるのかど
うか。そういうことについて、知つてゐる限
り話してほしいと思ひます。

○早出説明員 今度のピストルによる連続殺人
事件について、その基礎となつた鑑定の事
件について、どのくらい警察庁としては信
頼しておるかといふ……。(松本(善)委員「一
般的にです」と呼ぶ)これは絶対的に信
頼しております。

○松本(善)委員 検察庁は、この科学警察研
究所、前は科学捜査研究所、この鑑定をどう
いうふうに信頼しておりますか。検察庁とし
てどの程度の信用度を置いておるかといふ
ことをお聞きし

たい。

○川井政府委員 大いに信頼いたしております。

○松本(善)委員 検察庁が弾丸の鑑定につ
きまして、日本人の犯罪事件で外国の研
究所に鑑定を依頼したという事柄が記憶
いたしておるまいか。

○川井政府委員 突然の御質問ですが、ちよ
っといま考えまして、そういう事例は記憶
いたしておるまいか。

○松本(善)委員 もう一つ一般的なことをお
聞きしたいのでありますけれども、検察
庁は、有罪の判決が確定した場合、その判
決の基礎になつた証拠を否定する新たな
証拠が発見されたという場合、積極的に再
審の請求をするという態度でありますかど
うか。

○川井政府委員 原則論としてそうあるべ
きだと思ひます。

○松本(善)委員 この白鳥事件につきま
しては、現在再審の申し立てが行なわれて
おりました。この事件は、先ほどちよつと
申しましたように、唯一の物的証拠とい
はれております。弾丸の鑑定が、非常に大
きな問題になっております。白鳥事件につ
きましては、三発の弾丸以外には何の物的
証拠もありません。これは松川事件、青
梅事件、八海事件と同じように、やはり
他人の供述や自白が虚偽だといふことが
問題になつておる事件であります。この
再審申し立ての中で新しい証拠が出て
まいりました。その過程で検察庁のこ
ういふ問題についてのやり方というの
は、一体正しいのかどうかという問題
がかなり出てきたのであります。この三
発の弾丸の一発は白鳥警部の体内から
出たものであり、他の二発は高安とい
う人の供述によつて北海道の幌見峠
から発見されたといふものであります。
この高安といふ人の供述によりますと、
幌見峠でピストルの射撃訓練を行な
つておる。したがつて、この三発の弾
丸が同一のピストルから発射された
ものであるかどうか、それからまた、
白鳥警部の体内から出たといふ弾丸
以外の二発の弾丸が、幌見峠で発

見された。これが実際に幌見峠に埋ま
つていたのかどうか、発射訓練をした
といふときから発見されたときまで一
年七ヶ月、二年三月といふことにな
つておりますけれども、これだけ長く
幌見峠にあったのかどうかといふこと
によつて、この高安といふ人の供述が
正しいかどうかといふことで問題にな
つておるわけでありまして、この二
つの点、三つの弾丸が同一のピストル
から発射されたものでないといふこと
と、また幌見峠から発見されたといふ
二つの弾丸が一年七ヶ月ないし二年三
月も土の中に埋まつておつたものでは
ないかといふことになりまして、これ
はまさに再審事由に当たる刑事訴訟法
四百三十五条六号の新しい証拠とい
ふことになると思ひます。この三つの
弾丸が同じピストルから発射された
ものでないかといふことについて、申
し立ての中で、弁護団の要求によつて
検察庁が出してきた鑑定書が二通ある
。この二通は、先ほどお聞きした
ように、科学捜査研究所の作成した
ものであります。科学捜査研究所物理
器具係警察技師が作成した昭和二十
八年九月四日付鑑定書及び昭和二十
九年七月三十日付鑑定書は、いずれも
発射の際に生ずる線条痕を調べた結果、
幌見峠から発見されたといふ弾丸と
白鳥警部の殺害に使用された弾丸とが
同じピストルから発射されたといふ
ことは認定できないといふことにな
つておるわけでありまして、先ほど
警察庁の鑑識課長が言ひましたのは、
絶対的に信頼を置いておるというその
鑑定は、そういうものであります。特
に昭和二十九年七月三十日付の鑑
定書は、三つとも線条痕が違つて
いるといふふうにしておるのであり
ます。この二つの鑑定書が、裁判所
に提出をなかつた。再審申し立ての
段階に至つて、初めて弁護団の要求
によつて提出されたわけでありま
す。これは見ようによつては、明らか
に村上治氏の無実の証拠を隠して
いたといふことになるわけでありま
す。こういうような検察庁も

見された。これが実際に幌見峠に埋ま
つていたのかどうか、発射訓練をした
といふときから発見されたときまで一
年七ヶ月、二年三月といふことにな
つておりますけれども、これだけ長く
幌見峠にあったのかどうかといふこと
によつて、この高安といふ人の供述が
正しいかどうかといふことで問題にな
つておるわけでありまして、この二
つの点、三つの弾丸が同一のピストル
から発射されたものでないといふこと
と、また幌見峠から発見されたといふ
二つの弾丸が一年七ヶ月ないし二年三
月も土の中に埋まつておつたものでは
ないかといふことになりまして、これ
はまさに再審事由に当たる刑事訴訟法
四百三十五条六号の新しい証拠とい
ふことになると思ひます。この三つの
弾丸が同じピストルから発射された
ものでないかといふことについて、申
し立ての中で、弁護団の要求によつて
検察庁が出してきた鑑定書が二通ある
。この二通は、先ほどお聞きした
ように、科学捜査研究所の作成した
ものであります。科学捜査研究所物理
器具係警察技師が作成した昭和二十
八年九月四日付鑑定書及び昭和二十
九年七月三十日付鑑定書は、いずれも
発射の際に生ずる線条痕を調べた結果、
幌見峠から発見されたといふ弾丸と
白鳥警部の殺害に使用された弾丸とが
同じピストルから発射されたといふ
ことは認定できないといふことにな
つておるわけでありまして、先ほど
警察庁の鑑識課長が言ひましたのは、
絶対的に信頼を置いておるというその
鑑定は、そういうものであります。特
に昭和二十九年七月三十日付の鑑
定書は、三つとも線条痕が違つて
いるといふふうにしておるのであり
ます。この二つの鑑定書が、裁判所
に提出をなかつた。再審申し立ての
段階に至つて、初めて弁護団の要求
によつて提出されたわけでありま
す。これは見ようによつては、明らか
に村上治氏の無実の証拠を隠して
いたといふことになるわけでありま
す。こういうような検察庁も

大いに信頼をしておるといふ科学捜査研究所の鑑定書が、はっきり二通もあるわけだ。そういうものは、当然にこの公判の確定されるまでの過程において出さるべきものではないだろうか。いままでも、松川事件でも諏訪メモ問題がありましたが、青柳事件でも国鉄の事故点検簿というものがあつた。いずれも弁護団の物的証拠として出されたものであります。無罪のための大きなきめ手となるような証拠となつておる。こういうような被告に有利な証拠、そういうものが、検察官の手によって確定されるまで隠されておる。こういう問題について、やはり考えなくちゃいかぬのではないか。検察官は、検察庁の立場とすれば、自分の立場が有利になるのは別として、真実を発見する。そうして無罪になるのはかまわない。八海事件が無罪になりましたときに、新聞では、一体検察庁は戻つてくることができるのか。つゞ走り出したらどこまでもインシンのように突き進んでいくのか、こういうふうに書かれておりました。こういうように、自分の手元に被告を無罪にするような、被告に有利なような証拠をいつまでも置いておくという検察の態度が正しいと思ふのかどうかということについて、お聞きをしたいと思います。

○川井政府委員 検察側の被告人に有利な証拠を故意に隠して、本来有罪でない者を有罪にもつていくというやうなことが意識的にもしありとすれば、それは御指摘のとおり、どういふ観点から見ましても適當でないし、また誠に慎まなければならぬことである。私は全く同感であります。ただ、具体的な案件におきまして、ただいまおあげになりましたように、諏訪メモでありますとか、あるいは白鳥事件におけるいまの鑑定のお話なんかが出ましたけれども、具体的な案件のお話の場合に出たものが、はたしてほんとうに担当検察官が被告人に有利だと思ふものを故意に隠しておつた、こういうふうな事実の認定がなされた、いまそういうふうな御主張があつたように思ひますけれども、私はそういう認定については

多少意見を異にするわけでありまして、いままで私どもで詳細部内で行つた検討いたしておりますけれども、担当官が故意にそういうふうな目的のためにそれを隠匿しておつたのだ、こういうふうな事実、私は認めることができなかった、こういうふうな考えでおるものであります。ただ、原則論といたしまして、なお今後、少なくともそういうふうな疑惑を世間に与えるようなことがありとすれば、それはそれだけでも、先ほど大臣からも仰せになりましたように、検察の態度というものは万人から疑惑なり批判を受けなければならない、公正に明朗にやつていかなければならないということは申すまでもありませんので、常時反省を加へまして、そういうふうな疑惑を受けることさえもないように、私どももいたしましては最善の注意を払わなければならない、こういう覚悟でございます。

○松本(善)委員 故意に隠していかどうかという点については、若干の見解の違いがあるようでありまして、少なくとも慎重を欠いていたとか、検察のやり方としては正しくなかったとか、間違つていた、もっと慎重にやるべきだったとか、こういうことは言えるのではないかと。こういうことがあとから出てきた場合に、やはり検察官としてのきびしい態度を維持するためには、それなりの責任をとる。そのために対象になつた人はたいへんな、人生に回復すべからざる被害を受けるわけでありまして、少なくともそういう場合、かりに故意でなくとも、故意でなくともいいますよりも、故意だと認定できるところまでは検察部内ではいかなくとも、責任をとる態度をとるべきではないだろうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○川井政府委員 検察部内における不正行為ないしは過誤の事実につきましては、最高検察庁はもとよりのこと、私も本省におきまして、その経過、原因について詳細な報告を求め、場合によればまた係官が現地におもむいてその実態を調査して、人事管理の面におきまして、それぞれ妥当

と思はれる処置を講じているわけでありまして。ただ、人事管理の面で責任をとる場合に、かなり事実関係の認定というところは困難な場合が多いわけでありまして。したがつて、すべてのものについて端的にその原因が把握できて、そして責任の所在の特定人が特定できて、そしてそれについて法律の命ずるところによりまして的確な責任をとるという方針につきましては、いささかもゆるがせにいたしておりませんけれども、個々の具体的な事件におきましては、多くの事件においてそれぞれ厳格な責任がとられておりますけれども、また例外的な事件におきましては、責任の所在が確定できないために行政責任を必ずしも明らかにすることができない、こういうふうな事例もあることを、一応御了承賜りたいと思ひます。

○松本(善)委員 またこの白鳥事件の話に戻りますけれども、村上治氏を殺人罪で起訴をいたしました昭和三十年の八月においては、この三つの弾丸を鑑定した鑑定書は、この二通があつただけなんです。いま無実の証拠として問題になつてゐるこの二通があつただけなんです。有罪の判決の基礎になりました磯部鑑定人によりまして鑑定結果は、この起訴当時におきましては鑑定結果は出ていなかった。こういう無責任な起訴をするというところが、有罪のきめ手になる鑑定が出ていない。むしろ検察官の手元には無実の証拠になる鑑定があるという段階で起訴をするというの、検察官としては全く無責任だといふふうに私は思ふのです。これについてどうお考えになりますか。

○川井政府委員 証拠というものは、これは釈迦に説法でありまして、過去に行なわれた事実をもう一回再現して、それに沿つた証拠を完全集めようといふことでございますから、これはなかなか困難な作業でございます。そこで、検事といたしましては、常に完全な証拠を集めて、そして万全の心証を得て裁判所に起訴するといふことが、日本の検察制度のたてまえであらう、こういうふうな考えております。したがつて、検察

当局におきましてはそういう方針のもとに証拠を収集し、心証のこないものについては不起訴処分にするという態度に変わりはないわけでございます。そこで本件につきましては、やはり当時、私も記録をある程度検討いたしておりますけれども、担当検事といたしましては、この程度でもつてこの被告人の刑事責任というものは十分に証明ができるし、また事実の心証としてもこの行為をおかしたといふ心証がくる、こういう確信に基づきまして公訴を提起し、そして一審二審を経まして最高裁判所の最後の判断も経まして、集められた証拠によりまして本件は有罪だといふ判断が下つたわけでございますので、私どももいたしましては、本件を起訴した当時の検察官のその時点における考え方なり態度といたしましては、それでよかつたのではないかと、かように考えております。

○松本(善)委員 それは刑事局長、その確信なしにやれば職権乱用罪です。刑事局長は確定したと言ふけれども、私たちこの国会で論議をする場合には、その確定した中でいまだ不正があるといふことを問題にしておるわけでしょう。確定しておるということでもう一切批判ができないということになれば、進歩はないはずなんです。だから問題にしておるわけです。それで、しかもお話ししたいのは、刑事局長もいまいへん高い信頼度を置いておるといふ科学捜査研究所の結論が、否定的に二つ出ている。そうして新たに依頼をした鑑定人である磯部さんといふのは、どういふ人か。驚くべきことには、この人はピストルの知識が全くない。それは再審の公判の中で明らかに自分で証言してゐるのです。この筆跡は、プロニングだ。プロニングのはかにいろいろピストルはあるんだけれども、知つてゐるか、当時そういう知識はなかった。現在もそういう知識はないといふのです。それからまた、弾丸の線条痕の鑑定には、比較顕微鏡といふのが必要であります。科定捜査研究所は、戦前からこの比較顕微鏡を使つてやつてゐる。これは相当高いものなんだ

故意に何か曲げて公訴を提起したかのとき、印象を私はあなたのおことばから受けたのですけれども、そういうふうにおおっしゃられるならば私のほうも申し上げたいと思いますが、検事が公正な裁判所に、この人がこういうことをしたんだ、殺人をしたんだということで殺人の刑事責任を問うというきわめて重大な案件において、すぐ調べればわかるような証拠関係でもって何らかの意図でもって裁判所に起訴をするというふうな印象を与えるようなおことばは、私はいただけない。戦前、戦後を問わず、あらゆる事件がそうでございませうけれども、特に殺人というような案件につき

ましては、御承知のとおり、一人や二人の検事じゃございせん、上も下も一体となつて十分に証拠関係を検討した上で公訴を提起する。公訴は、公開の法廷において、全く検察と関係のない裁判官の公正無私な態度で白日のもとに捜査がさらされるというのが現状じゃございせんか。検察官は裸になって白日のもとで自分が裁判されるというのが、検察官の心持ちでございせん。そういうふうな心境、そういうふうな状況でもって行なわれるような国家の事務について、そんなに簡単にだれが調べてもすぐに黒が白になるといふことがわかるようなことを起訴するといふようなことは、この事件についても絶対にない。この事件において起訴した検察官といひましては、鑑定その他の物的証拠あるいは供述ないしはその裏づけといふようなことを十二分に調べて、そしてこれはこの人がやつた行為であるといふ確信と心証を得て本件公訴を提起したものであると、明確に申し上げておかねばならないと思ひます。

○松本(善)委員 刑事局長は検察官をずっと長くやつておられるから、そういうふうな言われる心情はわからぬこともない。わからぬことはありませぬけれども、私はいま言つておるのは、故意にそういうふうなやつたところまで言つてないのですよ。事実こういうことだったといふのですよ。再審の結果明らかになつたのは、私が言つた科学捜査研究所の二つの鑑定書は、再審になるまで私たちにわからなかつたものなんです。検察官のところだけで十何年間眠つていたのですよ。それがいま明らかになつたからいま問題になつておるのですよ。刑事局長は、法務省の刑事局長という立場ももちろんあるでしょう。公式の場ですから、なかなかつかつかつたことも言えないといふこともあるでしょう。しかし、謙虚に事実の前にあらためて検察といふものについてやはり考えるといふことではないと、検察の信頼といふものはますます落ちていくのではないかと思ひます。もちろん、私がいまお話ししただけの事実で、あなた自身の調査は不足でしょうから、全く私と同じ結

論にいますぐなれといふようなことを私は申しません。申しませぬけれども、私がうそを言つていふというなら別です。私がうそを言つていふのではないといふふうな思ふならば、これは考へてみなければならぬといふ程度のことであつてもいいのじやないかと思ひますが、いかがでしよう。

○川井政府委員 原則論といひまして、あなたのおつしやる検察は謙虚であるべきだ、一たん走りだしても、誤りだと思ふならばその場から引き返せ、全く賛成です。私、その態度にいささかも異論をはさむようなことを冒頭から申し上げたつもりはありません。ですから、私もその態度は全く賛成でございまして、常時、いままでもそうですけれども、今後もしらに力を入れまして、法務省といふところにおる立場といひまして、全検察庁に誤りなきを期すように、また誤りはいち早く反省をして、事が大きくならないようにやつていきたいといふこの精神、態度、これはもう全く賛成でございまして、私いささかも異論を差しはさむようなものはございせん。ただ——これ以下を言わなければいいのですけれども、ただ、具体的な案件については私必ずしも納得できない点がございますので、具体的な問題については少し答えを留保させていたきたいと思ひます。

○松本(善)委員 では、その問題について厳重に調べて、検察庁としての、法務省としての態度を明らかにしてもらいたいと思ひますが、いかがでしよう。これは法務大臣にお伺ひしておきましよう。

○西郷國務大臣 ただいまの裁判の最中でありまして、その結論を待つてみたいと思ひます。

○松本(善)委員 法務大臣、もうちょっとお話ししておきます。再審といふ裁判はやつておるのでありますけれども、私も多少の専門家でありますので多少申し上げさせておいていただきたいと思ひますけれども、この事件は確定をしておりますので、全記録が公開をされておりますので、もう一

回裁判をやり直すかどうかということが裁判になつておるわけですね。しかし、この事件に關係をする検察庁のあり方といふものは、當然に批判の対象にならなければならぬものである、こういうことでお聞きをしておるのです。場合によつては専門家の刑事局長にお聞きをしたほうがいいかと思ひますけれども、検察庁としては、この段階でもきちんと問題を調べてもらへるかどうかといふことについてお聞きをしたいと思ひます。法務省として、どちらでもけっこうです。法務大臣がお答えになつてもけっこうです。

〔大竹委員長代理退席、委員長着席〕

○川井政府委員 再審の開始決定をすべきかといふことと事実取り調べなどが始まつたとき、私担当の課長にお願ひいたしました。いろいろその間の事情をすてに調べておるわけでございますけれども、私もいささか思ひましては、先ほどから申上げておりましたとおり、特にこの案件について検察庁の方面に格段の不正とかあるいは不明朗な点があつたといふふうな心証は得ておりません。先ほど大臣からも仰せになりましたように、再審の開始決定をするかどうかといふことについての札幌高裁の判断を待つてゐる状態でございます。

○松本(善)委員 考えが多少違ふ点があるわけですが、再審の話が出ましたので、再審についての検察庁の態度といふことについてお聞きをしておきたいと思ひます。

先ほど、再審事由があるならば、検察庁は積極的にやはり間違つた判決といふのは直すといふのが原則的な態度であるといふことを言われました。この事件では、もう一つの問題点であります實際にあと二つの弾丸が幌見峠の中に埋まつておつたかどうかといふことについて、確定するまでの間、そういうことの実態にたまたま埋めてどうなるかといふことの鑑定はやつておらないわけですね。それがいま出てきてゐる。一つは、これは外国の科学者の協力も得てやつたものがあるわけですが、これも、中国の吉林省で日本の科学者が参加をし

て、実際に同じ土質のところにはピストルのたまを撃ち込んで、そしてそれが一年七カ月あるいは二年三カ月の間にどの程度の腐食をするかといふことを調べた。それから今度は実際に幌見峠に埋めて、同じ実験をやつた結果が証言をされております。長く土中に弾丸が入つておりますと、腐食をしてきますと、力の一番かかつたところから、線条痕のところから割れてくる。これは応力腐食割れといふんですけれども、この応力腐食割れがこの二発の弾丸にあるかどうかといふことが、たいへん問題なんです。この実際に物的証拠として出されました二発の弾丸は、応力腐食割れは全然ない。全くない。一体そういうことがあり得るかどうかといふことの鑑定がされた。これは日本の研究者が一緒にやつた鑑定でも、そういうことは考えられない、こういう結果が出ております。有罪判決では、この問題については岡本鑑定といふものを採用してゐる。岡本鑑定はそういう詳しいものではありませぬけれども、鑑定をした岡本教授が再審の法廷で、以前に鑑定をして有罪の証拠とされた自分の鑑定を訂正をしてゐる。しかも、いま私申しました中国の吉林省で日本と中国の科学者が共同でやつたこの実験の成果を、この実験の結果は信頼できるものである、こういうふうに証言された。そうして岡本教授は、自分の鑑定書が有罪判決の理由となつたと聞いて、これはたいへん意外のことだと思つたといふように言われておる、こういうことが出ておる。非常にきつり出てきておる。こういうのは、積極的にやはり検察庁のほうで、これは新しい証拠だ、有罪判決の基礎になつた証拠をくつがえすような新しい証拠だといふことでこの事実を認めて、再審開始のために協力をするといふのがほんとうの態度じゃないだらうかと思ひますけれども、いかがでしようか。

○川井政府委員 ただいま御指摘になりました北

大の岡本教授も、それから東大の磯部教授も、それぞれ今度札幌高裁において再び証人尋問を受けて詳細な供述をしているようでございます。私、まだその証人尋問調書を見たことはございませんけれども、その一部について当時新聞報道でもつていろいろなことが大きく報道されたのは見た記憶がございます。私は、札幌高等裁判所が新しい観点から再審開始を決定すべきかどうかという点とでいま一生懸命に証人を調べ、また記録を精査しているというふうな段階でございまして、いま法務当局の責任ある立場の者から、その鑑定の内容とかあるいはその鑑定人がかつて行なった鑑定の当否とかいうようなことについて、行政当局がいろいろ言うのは適当じゃないのではないかと、思います。やはり裁判所の判断におまかせをして、法務当局としてはその結果を見守っているというところが一番適當ではないかと思ひますので、せつかくの国会における御質問でございまして、私も証拠の内容その他につきましましては、私はここで答弁を差し控えていただきたいと思ひます。ただ、検察庁のあり方についてのおしかりならば幾らでも甘受いたしまして、正すべきは正していきたい、こういう覚悟でございまして。

○松本(善)委員 私の言ひますのは、こういうことなんです。裁判所の再審の結論を待つというものは、それも一つの態度でしょう。態度ではあります。が、積極的に検察庁がみずから考えて、これはやはり再審を開始すべきであるという結論を出すということも、一つの態度なんです。そういう態度はとれないものだろうか。

なぜそういうことを申しますかという、いま出ている中国の吉林省でやった実験だとか、あるいは幌見峠でやった実験だとか、これは検察庁が一緒に参加していない実験ですけれども、一応結論が出ていますね。これを認めて、もう一回公判を開く、再審を開始するということになって、実際に裁判所の手によって幌見峠にピストルのたまを撃ち込んでみたらいいわけですよ。それで実際に応力腐食割れが生ずるのかどうか。裁判所も参

加をする、検察官も参加をする、弁護人も参加をする、そこでピストルのたまを撃ち込んでみて、応力腐食割れが生ずるかどうか。これが一番公正でしょう。いやしくも日本の裁判が疑われておるわけですよ。これについて誤りが検察庁の手によって正されたというなら、検察庁の権威はさらに上るかも知れません。しかし、もう一回再審の結果が逆になって、検察庁ががんばったってまたこの白鳥事件もそうだとすることで、また高校生の話になりますよ。そうなたら、そういうこともやむを得ぬと言われるかも知れません。言われるかも知れませんが、やはり先ほど刑事局長が言われたように、引き戻すこともあるのだ、戻ってくることもあるのだというなら、検察庁みずから判断をして、それならひとつそれをやってみようと思ひます。そういうことをやるといふことは、検察庁の中では考えられないことなのか、こう聞いているのです。

○川井政府委員 おっしゃる通りに、ほんとうに検察官も公平な立場で、その後における証拠調べの結果に徴して検察官から再審の申し立てをして事件をさらに調べ直していくという決断に至るようなきつかけになるような、検察官の立場から見て的確なものであるならば、私は先ほどの原則論に戻りまして、検察官も何の顧慮することなく検察官の立場からあえて再審請求を申し立てていくということになるかと思ひます。ただ、いままで私も報告を受けておりますけれども、最高検察庁ももちろん報告を受けておりますが、この事件にタッチしておる現地の検察庁からも、この再審開始決定をきめる札幌高裁の審理の経過というふうなものをしさいに観察しております。まだこの程度で直ちに検察官が再審請求の態度に踏み切るというふうなきつかけにはならない、こういうふうな報告を受けております。

○松本(善)委員 私がきょうお話をしたことについて、刑事局長はよく御存じなかった点もあったようであります。私の話をしたことについてもあ

らたためて検討して、いままでの態度についても再検討をするように希望いたします。

○勝尾説明員 本人の網走刑務所における服役態度等、施設のほうとして施設内における行状を見た限りにおいては、仮釈放差しつかえないのではないかと判断がされているというところは承知いたしております。ただ、この仮釈放の申請の具体的な手続をいつ幾日したというところにつきましては、松本委員よく御存じだと存じますが、施設の運営管理上適當でないということで、本省とい

ましては外部に公表しない扱いになっております。ただし、私の承知しておるところでは、新聞等で札幌の地方更生保護委員会が審査を開始したやに報道されておるのを承知いたしておりますので、それを見まして、それでは最近仮釈放の申請手続をとったのだらう、このように推察をいたしております。

○松本(善)委員 当然のことではあります。刑法二十八条に該当するということで申請をされたのだと思ひます。村上さんは一貫して自分は事件には関係がないのだということを言っておられたわけでありまして、このことはもちろん二十八条にいう「改悔ノ状」ということは直接関係がないものとして判断をして申請されたのだと思ひます。そのとおりというふうな考えてよろしいでしょうか。

○勝尾説明員 私の承知しておるところでは、本人は事件のことについて施設側に何も申し立てないようでございます。理論的に申し上げまして、本人が事実を否認する、あるいは再審の手続をとるとかという問題と仮釈放の問題とは、私はまた

別個の問題として考えてまいりたい、このように考えております。

○松本(善)委員 保護局長にお聞きしたいのであります。更生保護委員会が審理が始まっているというところでありますが、この状況についてここで話していただけることを話してもらいたいと思ひます。

○鹽野説明員 ただいま御指摘のとおり、北海道の地方更生保護委員会が本件の仮釈放の審理をいたしております。これは松本委員すでに御承知のとおり、この審理決定につきましては委員会の専権でございます。私も法務省といたしまして、この経過につきまして報告を求めておりましたが、手続の詳細は存じておりません。慎重に審理を続けている、かように考えております。

○松本(善)委員 それからこれはまた当然のことではあります。先ほど矯正局長の言われました否認というところと二十八条の仮釈放該当ということとは別のこととして処理をしていくというの、保護局長も同じ考えでいらっしゃいますか。

○鹽野説明員 御承知のとおり、刑法の規定によりまして、仮釈放の要件として「改悔ノ状ノアルトキ」ということになっておるわけでございまして、したがって、「改悔ノ状」という文言から申しまして、一般的に申しますれば、事実を否認しておるというふうな場合には、改悔の状がないというふうな考えられる場合が多からうと存じます。しかしながら、事実を否定しているというところから、すべて改悔の状がないのだという結論が導き出されるものとも考えられないので、事実を否認しておりますけれども、それにはいろいろな事情によつてそういう結果になっているという場合もあるかと考えられます。したがって、本人のものの考え方、刑務所内における行状、行刑成績その他仮釈放後の生活の心がまえというふうな諸般の状況を総合しんじやくいたしまして、改悔の状の有無を判定すべきものだと考えております。

○松本(善)委員 この新聞報道によりまして、検

察庁がこのことについて意見を發表したり、それから仮釈放は時期尚早だとか、反対だとかいうようなことが報道されたことがあるわけでありすが、検察庁としてはこれに関与するのでありましようか。当然のことではありますが、お聞きしておきたいと思ひます。

○川井政府委員 保護局長がいま申されたとおり、検察庁もこれについて関与はいたしておりません。

○松本(善)委員 法務大臣に最後にお伺ひしたいのでありますけれども、先ほど来私が白鳥事件の例をあげていろいろ本省の各局長にお聞きしたのでありますけれども、一番最初に申しましたように、日本の戦後の検察というものを謙虚に見てみた場合に、いわゆる新聞報道で黒星というものが幾つもあります。これについてどう考えるか。いままでの場合には、大体これは有罪にならなかつたことについて反省をするというような意見が、かなり出ている。私は、そういう通り一べんではいなくなつてきているのじゃないか、この法務行政について、やはりほんとうに検察官というものがどういふふうでなければならぬかということを考えなければならぬ段階に来ておると思うのであります。そういう技術的な考え方での法務行政に当たられるかどうかということについて、所信を伺ひたいと思ひます。

○西郷國務大臣 お答え申し上げますが、いまいろいろ承りましたけれども、やはり検察官といたしましては、本来の厳正公正な立場に立ちまして、謙虚に事実を糾明するという正しい態度はもちろんだ然のことではございますが、いまいろいろ御注意もございますので、今後一そうそういう点について謙虚に考えてまいりたいと思ひます。

○松本(善)委員 質問を終わります。

○永田委員長 次回は、明十八日午前十時から理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時六分散会

昭和四十三年十二月二十三日印刷

昭和四十三年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局